

これまでの事件経過及び対応状況について

事件経過

月 日	内 容
10月18日（金）	・ 工事検査課主任及び元職員が市工事の発注に関して「官製談合防止法及び公契約関係競売入札妨害」の容疑で逮捕。
10月19日（土）	・ 県警による庁舎内家宅搜索
11月 8日（金）	・ 工事検査課主任が「平成30年度原駅自転車等駐車場改良工事」の入札に関して「官製談合防止法及び公契約関係競売入札妨害」の容疑で起訴
12月 4日（水）	・ 工事検査課課長補佐が市工事の発注に関して「公契約関係競売入札妨害」の容疑で逮捕。
12月 5日（木）	・ 県警による庁舎内家宅搜索
12月20日（金）	・ 工事検査課課長補佐が「平成30年度市道0204号線道路改良工事」の入札に関して「公契約関係競売入札妨害」の容疑で起訴
2月17日（月）	・ 工事検査課主任 第1回公判 求刑：懲役1年6月
2月25日（火）	・ 工事検査課課長補佐 第1回公判 求刑：懲役1年6月
3月 6日（木）	・ 工事検査課課長補佐 第2回公判 判決：懲役1年6月 執行猶予3年
3月19日（水）	・ 工事検査課主任 第2回公判 求刑：懲役1年6月 執行猶予3年

これまでの事件経過及び対応状況について

市対応状況

月 日	内 容
令和1年 10月18日（金）	・ 工事検査課主任の逮捕を受け、市長臨時記者会見を開催し謝罪
10月20日（日）	・ 緊急部長会議を開催。市長より服務規律及び綱紀の粛正について徹底するよう訓示
10月21日（月）	・ 緊急全体幹部会議を開催。市長より訓示 ・ 市長より全職員あて「綱紀・服務規律の厳守について」通知
10月23日（水）	・ 三星建設工業株式会社 入札参加停止（～R02.10.22）
10月24日（木）	・ 副市長より所属長あて「職員の綱紀粛正について」通知。職員の指導を徹底するよう指示
	・ 市長定例記者会見冒頭において、改めて市長より市民・議会・関係の皆様に対し謝罪
	・ 市議会全員協議会において、経過及び再発防止に向けた今後の取り組みについて報告
11月 1日（金）	・ 不祥事再発防止対策本部会議（第1回）開催 ・ 契約制度検証部会（第1回）開催 ・ 職員倫理部会（第1回）開催
11月 7日（木）	・ 契約制度検証部会（第2回）開催
11月12日（火）	・ 職員倫理部会（第2回）開催
11月14日（木）	・ 起訴された工事検査課主任を分限処分（起訴休職）
	・ 契約制度検証部会（第3回）開催

1 1 月 1 8 日 (月)	・コンプライアンス講習会 受講者：市長、副市長、部長級、次長級、課長級、再任用職員 123名 講 師：国土交通省中部地方整備局総務部適正業務管理官 松葉昭彦氏
1 1 月 2 2 日 (金)	・契約制度検証部会（第4回）開催
1 1 月 2 5 日 (月) 2 6 日 (火)	・コンプライアンス研修 受講者：市長、副市長、課長補佐級、係長級職員 292名 講 師：（一社）公務人材開発協会 峰野牧人氏
1 2 月 4 日 (水)	・工事検査課課長補佐の逮捕を受け、市長臨時記者会見を開催し謝罪
1 2 月 5 日 (木)	・市議会全員協議会において、経過及び再発防止に向けた今後の取り組みについて報告
1 2 月 6 日 (金)	・二人目の職員逮捕を受け、副市長より全職員あて「職員の綱紀粛正について」通知。綱紀粛正の徹底を指示
1 2 月 5 日、6 日 1 7 日、1 8 日	・官製談合再発防止特別研修 受講者：主任級以下職員 553名 講 師：総務課契約係職員
1 2 月 1 3 日 (金)	・契約制度検証部会（第5回）開催
1 2 月 1 6 日 (月)	・職員倫理部会（第3回）開催
	・官製談合再発防止特別研修 受講者：課長補佐級、係長級職員 253名 講 師：（元）国分寺市副市長 樋口満雄氏
1 2 月 2 6 日 (木)	・不祥事再発防止対策本部会議（第2回）開催
令和 2 年 1 月 1 0 日 (金)	・起訴された工事検査課課長補佐を分限処分（起訴休職）
1 月 2 1 日 (火)	・官製談合再発防止特別研修 受講者：課長級以上及び再任用職員 131名 講 師：公正取引委員会事務総局 中部事務所経済取引指導官 樋田 高文氏
1 月 2 4 日 (金)	・沼津市議会再発防止特別委員会（第1回）
2 月 2 1 日 (金)	・工事検査課主任を懲戒処分（免職）
	・沼津市議会再発防止特別委員会（第2回）
2 月 2 7 日 (木)	・不祥事再発防止に係る職員実態調査（アンケート）実施

3月 2日（月）	・ 工事検査課課長補佐を懲戒処分（免職）
	・ 2件の不祥事に対する管理監督者等を処分
	・ 市長の給料を減額するための条例を2月議会に上程
	・ 沼津市議会再発防止特別委員会（第3回）
3月10日（火）	・ 職員倫理部会（第4回）開催
3月16日（月）	・ 契約制度検証部会（第6回）開催
3月19日（木）	・ 市長の給料を減額するための条例可決
3月25日（水）	・ 契約制度検証部会（第7回）開催

沼津市職員の処分について

1 事案概要

案件①：被処分者は、「平成30年度原駅自転車等駐車場改良工事」の入札に関して適正に入札に関する事務を行うべき職務に反し、秘密事項である工事価格などを教示し、入札の公正を害すべき行為を行った。このことにより「官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害」の容疑で令和元年10月18日逮捕、11月8日起訴、2月17日公判が行われた。

案件②：被処分者は、「平成30年度市道0204号線道路改良工事」の入札に関して適正に入札に関する事務を行うべき職務に反し、秘密事項である工事価格などを教示し、入札の公正を害すべき行為を行った。このことにより「公契約関係競売入札妨害」の容疑で令和元年12月4日逮捕、12月20日起訴、2月25日公判が行われた。

2 対象職員及び処分内容

	所 属	職名等	処分日	処分内容	処分理由
①	工事検査課	主任（62歳）	R2. 2. 21	懲戒免職	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
②	工事検査課	課長補佐（50歳）	R2. 3. 2		

3 特別職の処分及び内容

職 名	処分日	処分内容	処分理由
市 長	R2. 4. 1	減給 10 分の 1、3 ヶ月	2 件の不祥事に対する指揮監督責任
副市長	R2. 3. 2	訓告	今回の 2 件の不祥事における、市長を補佐する立場や、部長に対する監督責任
副市長			

4 関係職員の処分

・処分年月日 令和2年3月2日

	当時の所属	当時の職名	性別	処分内容	処分理由
①	工事検査	課長	男	戒告	課員の管理監督責任
①	工事検査	課長補佐	男	訓告	課員の管理監督責任
②	建設部	部長	男	訓告	部の統括責任
②	道路建設課	課長	男	戒告	課員の管理監督責任
②	道路建設課	課長補佐	男	訓告	課員の管理監督責任
②	道路建設課	課長補佐	男	訓告	課員の管理監督責任
②	道路建設課	係長	男	口頭嚴重注意	係員の管理監督責任
②	道路建設課	係長	男	口頭嚴重注意	係員の管理監督責任
②	道路建設課	技師	男	口頭嚴重注意	情報管理不備責任

不祥事再発防止に係る職員実態調査(アンケート)結果報告
(速報)

令和2年3月

不祥事再発防止対策本部会議

I 調査の概要

調査目的	この職員実態調査(アンケート)は、職員による官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害事件の発生を受け、職員のコンプライアンス意識や職場環境を把握するとともに、利害関係者や職員OB等からの不当な要求や働きかけ等の実態を把握し、今後の不祥事再発防止対策の策定・実施に活かすことを目的に実施しました。
調査方法	(1)対象者 1,810 人 ※全職員・臨時職員(市立病院の医療部門を除く) (2)調査方法 無記名アンケート方式 (3)調査期間 令和2年2月 27 日(木)～3月5日(木)
回答結果	回答者数 1,655 人 回答率 91.44%
分析方法	職員の任用形態や年齢等によって業務内容や職務権限などに違いがあることから、職員の属性による実態と傾向を正確に把握するため、各質問の回答結果に対し、属性(任用形態、年齢、職階、職種、所属)でクロス集計を行いました。 記述回答については、類似した内容ごとに分類し、主な意見を掲載しました。 具体的な記述により職員名等が特定される可能性があるものについては掲載を控えております。

Ⅱ 調査結果

1. あなたご自身についてお伺いします。

質問1 あなたの任用形態は。【全員必須】

選択肢	回答者数	割合
正規職員	1,090 人	65.86%
再任用職員	44 人	2.66%
嘱託・臨時職員	520 人	31.42%
未回答	1 人	0.06%
合計	1,655 人	100.00%

質問2 あなたの年齢は。【全員必須】

選択肢	回答者数	割合
10 歳代・20 歳代	233 人	14.08%
30 歳代	324 人	19.58%
40 歳代	464 人	28.03%
50 歳代以上	634 人	38.31%
未回答	0 人	0.00%
合計	1,655 人	100.00%

質問3 あなたの職階は。【全員必須】

選択肢	回答者数	割合
課長級以上	88 人	5.32%
補佐級・係長級	307 人	18.55%
主任以下	729 人	44.05%
嘱託・臨時職員	523 人	31.60%
未回答	8 人	0.48%
合計	1,655 人	100.00%

質問4 あなたの職種は。【全員必須】

選択肢	回答者数	割合
事務職	938 人	56.68%
技術職	189 人	11.42%
その他※	523 人	31.60%
未回答	5 人	0.30%
合計	1,655 人	100.00%

※・・・保健師・栄養士・保育士・教諭・指導主事・看護教員・技能労務職員等

質問5 あなたの所属は何ですか。【全員必須】

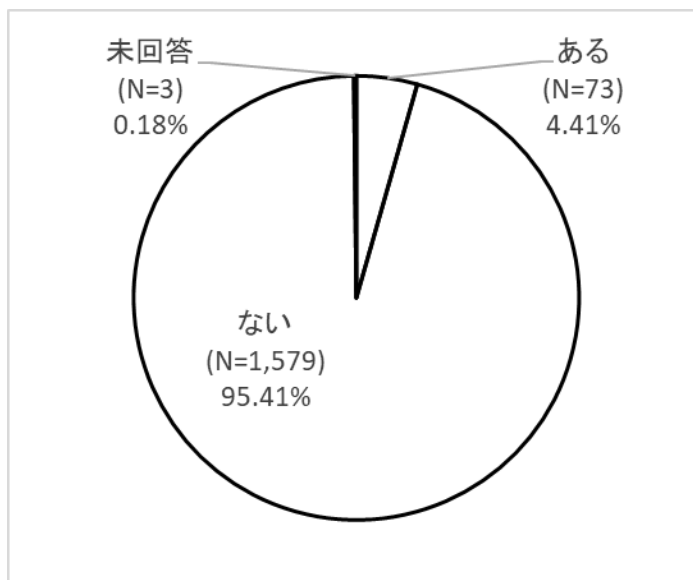
選択肢	回答者数	割合
企画部	92 人	5.56%
財務部	98 人	5.92%
市民福祉部	478 人	28.88%
産業振興部	75 人	4.53%
生活環境部	128 人	7.73%
都市計画部	73 人	4.41%
沼津駅周辺整備部	38 人	2.30%
建設部	83 人	5.02%
水道部	99 人	5.98%
市立病院	65 人	3.93%
教育委員会	342 人	20.66%
その他※	63 人	3.81%
未回答	21 人	1.27%
合計	1,655 人	100.00%

※・・・危機管理課・工事検査課・出納事務局・監査委員事務局・議会事務局
・選挙管理委員会事務局

2. 不正行為につながるような不当な要求についてお伺いします。過去3年間についてお答えください。

質問6 あなたは便宜を図るよう不当な要求を受けたことがありますか。【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
ある	73 4.41%
ない(→質問12)	1,579 95.41%
未回答	3 0.18%
合計	1,655 100.00%

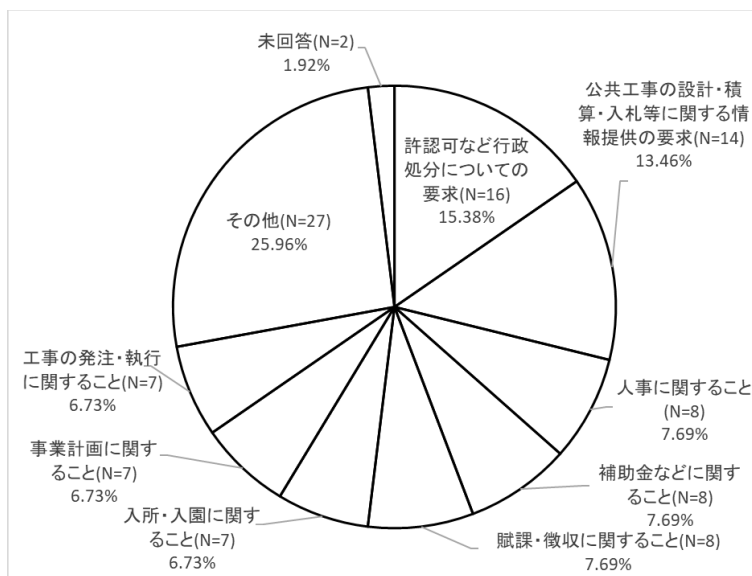


<全体、任用形態、年齢、職階等からの分析>

- 全体では、73 人の職員が「ある」と回答している。
- 「ある」と回答した職員数は、任用形態では「正規職員」が 65 人、年齢では「40 歳代」が 25 人と多い状況にある。
- 「ある」と回答した職員の割合は、職階では「課長級以上」が 15.91%、職種では「技術職」が 9.52%、所属では「企画部」9.78%、「産業振興部」8.00%、「都市計画部」8.22%、「建設部」9.64%と高い状況にある。

質問7 質問6で「ある」と回答した方にお聞きます。「不当な要求」の内容についてお答えください。(複数回答可)

選択肢	回答者数 (件)
工事の発注・執行に関すること	7 6.73%
公共工事の設計・積算・入札等に関する情報提供の要求	14 13.46%
事業計画に関すること	7 6.73%
許認可など行政処分についての要求	16 15.38%
入所・入園に関すること	7 6.73%
賦課・徴収に関すること	8 7.69%
補助金などに関すること	8 7.69%
人事に関すること	8 7.69%
その他	27 25.96%
未回答	2 1.92%
合計	104 100.00%

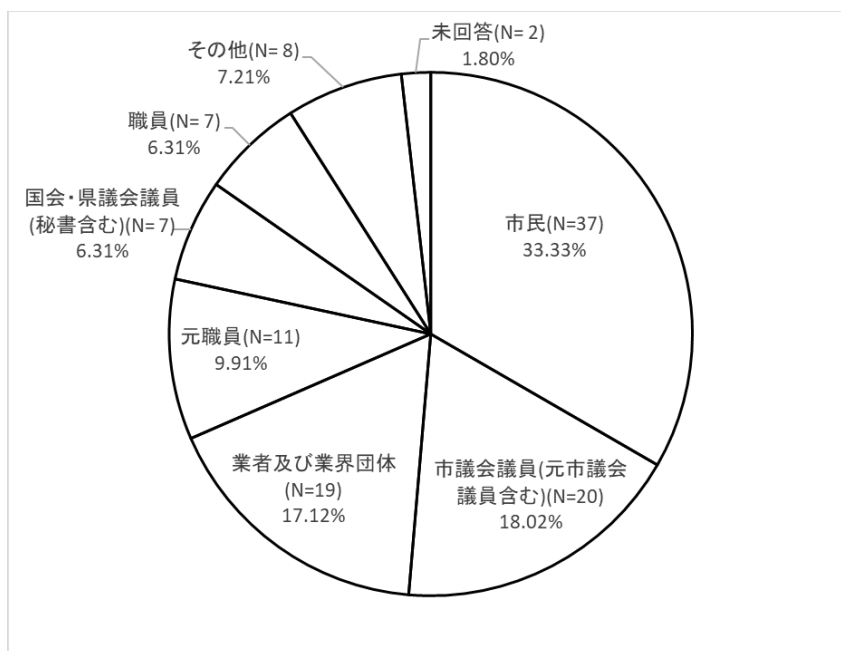


<全体、任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 内容について、「工事の設計積算等の情報」が 13.46%、「許認可など行政処分」が 15.38%と高い状況にある。
- ☐ 「工事の設計積算等の情報」について、年齢は「40 歳代」が 7 件、職階は「主任以下」が 7 件、「補佐級・係長級」が 6 件と多い状況にある。
- ☐ 「許認可など行政処分」について、どの年齢及び職階においても高い割合となっている。
- ☐ 「工事の発注・執行」「賦課・徴収」「補助金」について、「主任以下」の割合が高い状況にある。
- ☐ 「入所・入園」について、「課長級以上」が 4 件と多い状況にある。
- ☐ 「人事」について、「課長級以上」が 7 件と多い状況にある。
- ☐ 職種について、工事にに関するものは「技術職」、その以外については「事務職」の割合が高い状況にある。
- ☐ 所属では、「市民福祉部」が 27 件、「企画部」が 18 件と多い状況にある。

質問8 質問6で「ある」と回答した方にお聞きします。「不当な要求」を行った「相手の立場」についてお答えください。(複数回答可)

選択肢	回答者数 (件)
業者及び業界団体	19 17.12%
国会・県議会議員 (秘書含む)	7 6.31%
市議会議員 (元市議会議員含む)	20 18.02%
市民	37 33.33%
職員	7 6.31%
元職員	11 9.91%
その他	8 7.21%
未回答	2 1.80%
合計	111 100.00%



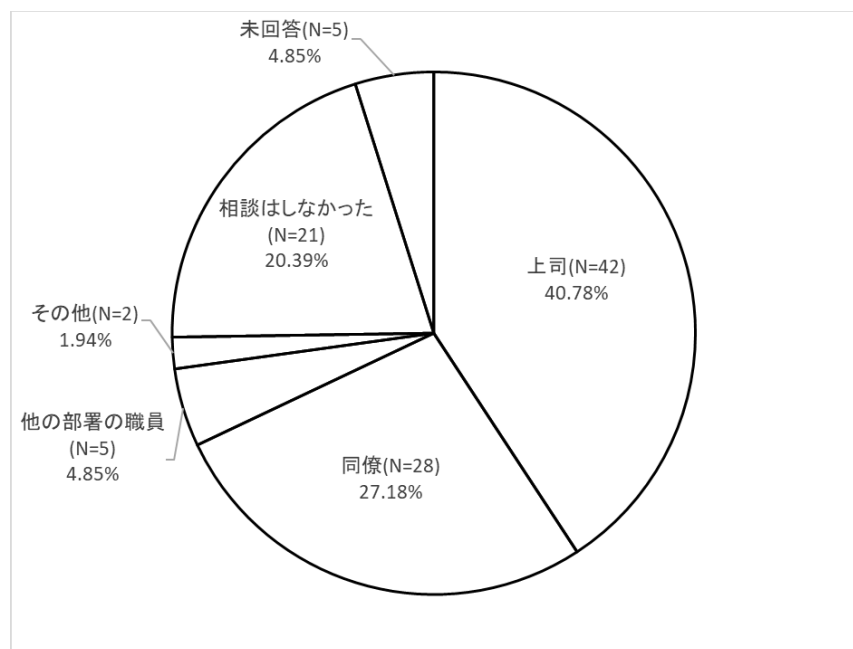
<全体、任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、「市民」が 37 件、「市議会議員」が 20 件、「業者及び業界団体」が 19 件と多い状況にある。
- ☐ 「市議会議員」については、課長級が 10 件と多い状況にある。
- ☐ 「市民」については「事務職員」、「業者及び業界関係者」については「技術職」が多い状況にある。
- ☐ 所属について、「市民」は「市民福祉部」が多く、「業者及び業界団体」は「都市計画部」及び「建設部」が多い状況にある。

質問9 質問6で「ある」と回答した方にお聞きします。「不当な要求」に関して誰かに相談しましたか。(複数回答可)

(件)

選択肢	回答者数
上司	42 40.78%
同僚	28 27.18%
他の部署の職員	5 4.85%
その他	2 1.94%
相談はしなかった	21 20.39%
未回答	5 4.85%
合計	103 100.00%

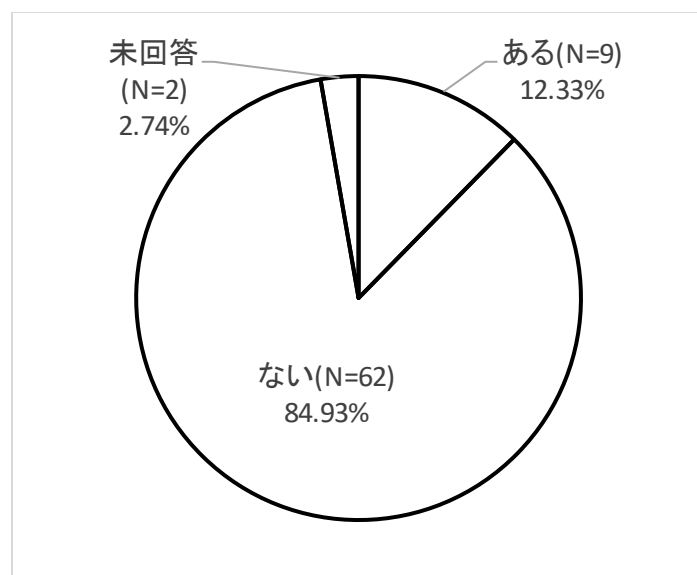


<全体の分析> 全体では、「相談しなかった」割合が、20.39%と回答している。

質問10 質問6で「ある」と回答した方にお聞きします。「不当な要求」に対して、応じたことがありますか。

(人)

選択肢	回答者数
ある	9 12.33%
ない(→質問12)	62 84.93%
未回答	2 2.74%
合計	73 100.00%

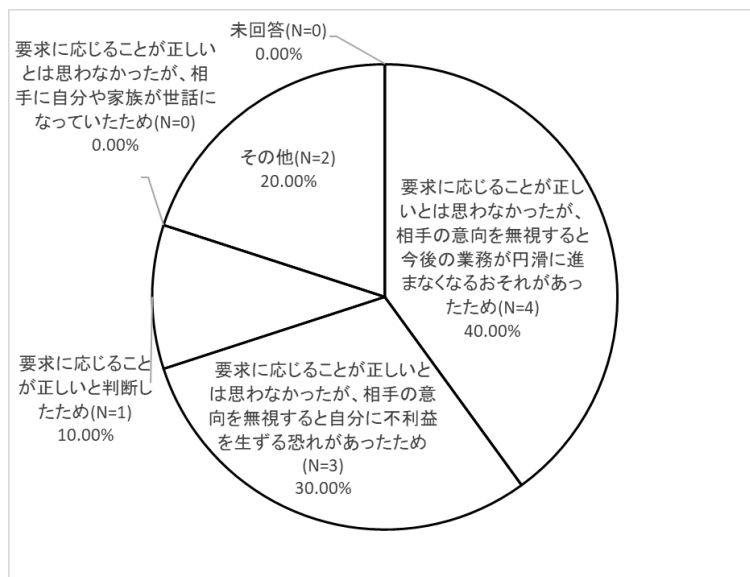


<全体、任用形態、年齢、職階等からの分析>

- 全体では、9人の職員が不当要求に応じたことが「ある」と回答している。
- 「ある」と回答した職員は、任用形態では「正規職員」が6人、「嘱託・臨時職員」が3人となる。
- 「ある」と回答した職員は、職種では「事務職」が7人と多い状況にある。

質問 11 質問 10 で「ある」と回答した方にお聞きします。「不当な要求」に応じた理由はなぜですか。(複数回答可)

選択肢	回答者数 (件)
要求に応じることが正しいと判断したため	1 10.00%
要求に応じることが正しいとは思わなかったが、相手の意向を無視すると今後の業務が円滑に進まなくなるおそれがあったため	4 40.00%
要求に応じることが正しいとは思わなかったが、相手に自分や家族が世話になっていたため	0 0.00%
要求に応じることが正しいとは思わなかったが、相手の意向を無視すると自分に不利益を生ずる恐れがあったため	3 30.00%
その他	2 20.00%
未回答	0 0.00%
合計	10 100.00%



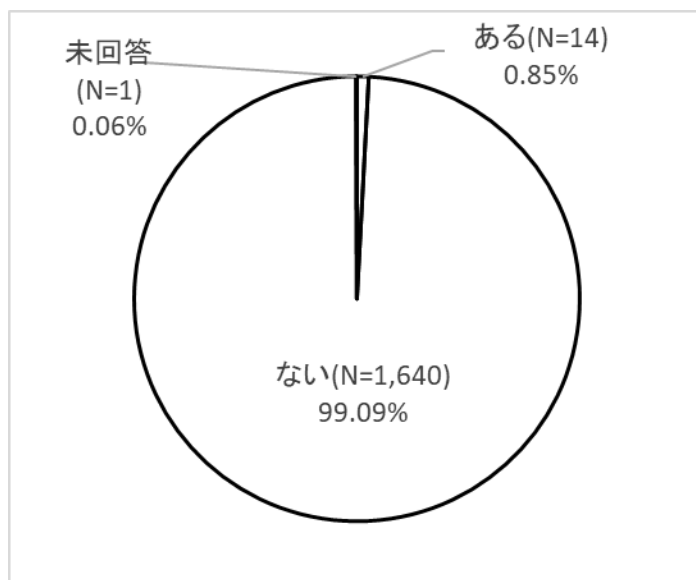
<全体の分析>

不当要求について、1 件が正しいと判断し、7 件が正しいとは思わないが要求に応じたと回答している。

3. 利害関係者についてお伺いします。過去3年間についてお答えください。

質問 12 あなたは、利害関係者から「利益供与」を持ちかけられたことはありますか。【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
ある	14 0.85%
ない(→質問19)	1,640 99.09%
未回答	1 0.06%
合計	1,655 100.00%

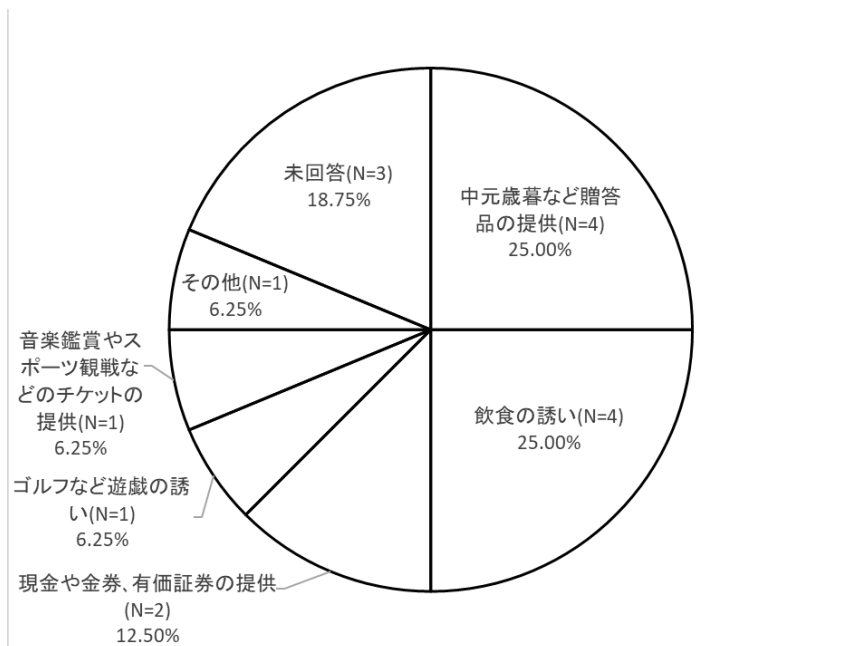


<全体、任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、14 人の職員が利益供与を持ちかけられたことが「ある」と回答している。
- ☐ 「ある」と回答した職員は、任用形態では「正規職員」が 13 人、「再任用職員」が1人となる。
- ☐ 職階について、「課長級」は0人となり、「補佐級・係長級」以下の職員のみが回答している。
- ☐ 職種について、「事務職」が 0.64%に対し、「技術職」は 3.17%となる。

質問 13 質問 12 で「ある」と回答した方にお聞きします。「利益供与」の内容についてお答えください。(複数回答可)

選択肢	回答者数	(件)
中元歳暮など贈答品の提供	4	25.00%
飲食の誘い	4	25.00%
ゴルフなど遊戯の誘い	1	6.25%
音楽鑑賞やスポーツ観戦などのチケットの提供	1	6.25%
現金や金券、有価証券の提供	2	12.50%
その他	1	6.25%
未回答	3	18.75%
合計	16	100.00%

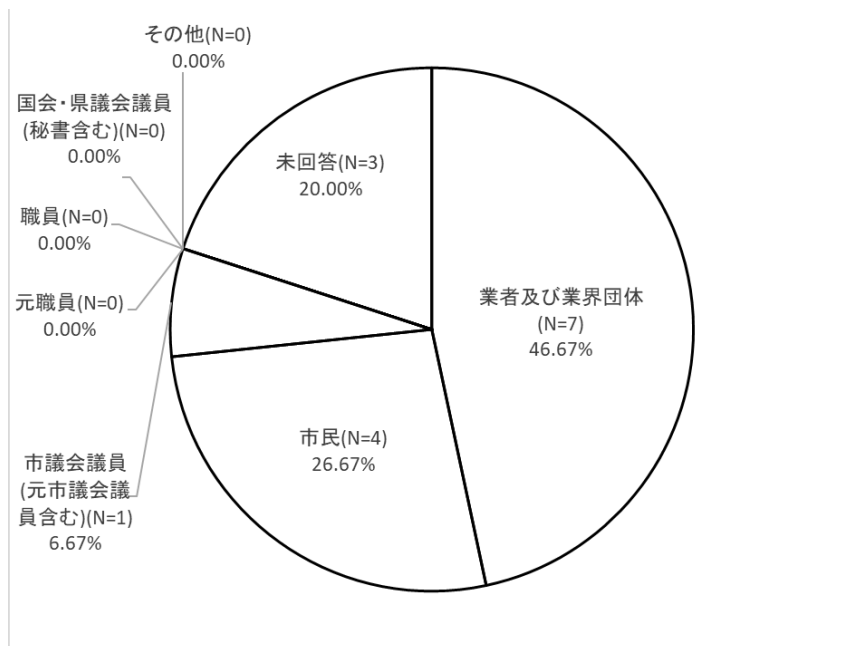


<全体の分析>

- ☐ 「利益供与」の内容について、「中元歳暮など贈答品の提供」「飲食の誘い」が半分を占めている。
- ☐ 「現金や金券、有価証券の提供」が 2 件ある。

質問 14 質問 12 で「ある」と回答した方にお聞きします。その提供者はだれですか。
(複数回答可)

選択肢	回答者数 (件)
業者及び業界団体	7 46.67%
国会・県議会議員 (秘書含む)	0 0.00%
市議会議員 (元市議会議員含む)	1 6.67%
市民	4 26.67%
職員	0 0.00%
元職員	0 0.00%
その他	0 0.00%
未回答	3 20.00%
合計	15 100.00%

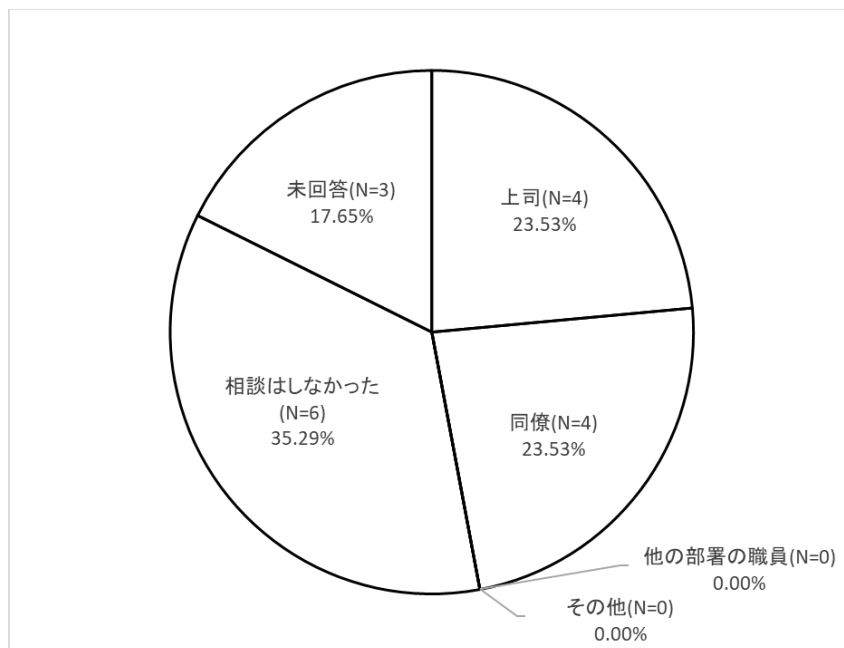


<全体、任用形態、年齢、職階等からの分析>

- 全体では、「市民」が 4 件、「業者及び業界団体」が 7 件と多い状況にある。
- 「市民」については「事務職員」、「業者及び業界関係者」については「技術職」が多い状況にある。

質問 15 質問 12 で「ある」と回答した方にお聞きします。利害関係者からの「利益供与」に関して、誰かに相談しましたか。(複数回答可)

(件)	
選択肢	回答者数
上司	4 23.53%
同僚	4 23.53%
他の部署の職員	0 0.00%
その他	0 0.00%
相談はしなかった	6 35.29%
未回答	3 17.65%
合計	17 100.00%

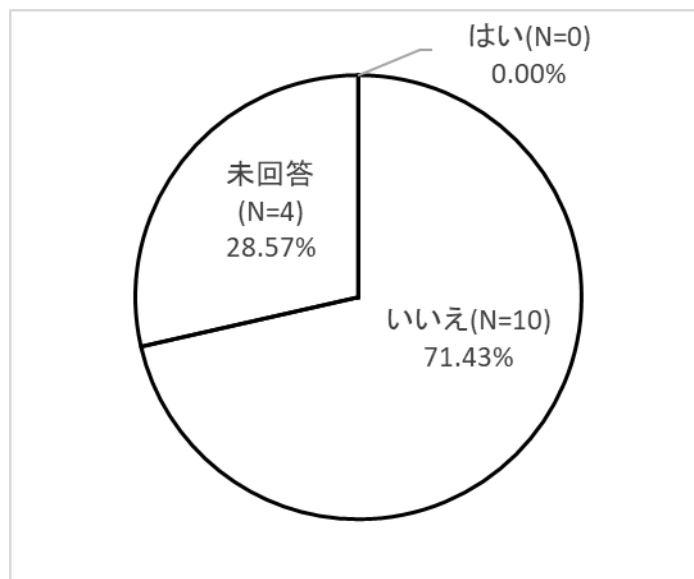


<全体、任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、「上司」または「同僚」のどちらかに相談をしている。
- ☐ 全体では、6 件が「相談をしなかった」と回答している。
- ☐ 「相談をしなかった」に回答したのは、職階では「主任以下」、職種では「技術職」が多い状況にある。

質問 16 質問 12 で「ある」と回答した方にお聞きします。その利益提供を受けましたか。

選択肢	回答者数 (人)
はい	0 0.00%
いいえ(→質問19)	10 71.43%
未回答	4 28.57%
合計	14 100.00%



＜任用形態、年齢、職階等からの分析＞
全体では、利益提供を受けた職員はいない。

質問 17 質問 16 で「はい」と回答した方にお聞きします。利害関係者からの「利益供与」を理由に、不当な要求に応じたことがありますか。

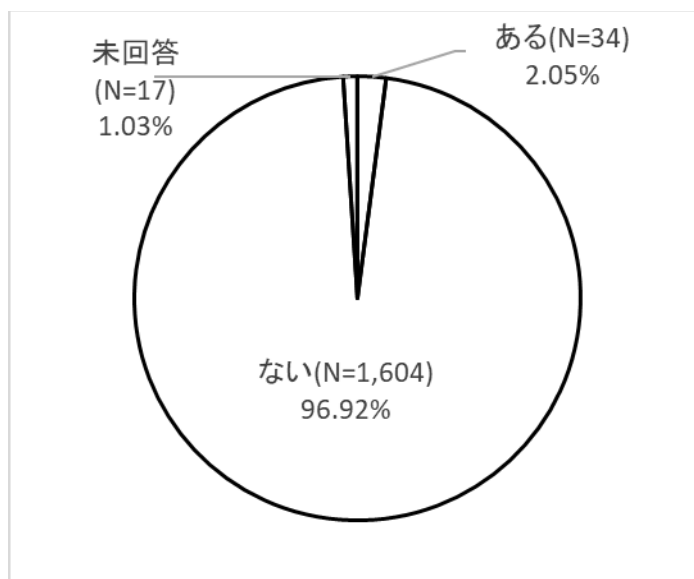
該当者なし

質問 18 質問 17 で「ある」と回答した方にお聞きします。不当な要求に応じた理由は。
(複数回答可)

該当者なし

質問 19 あなた以外の職員が、利害関係者から利益供与を受けたこと、あるいは、そのような関係を持ちかけられたことを見たり、聞いたりしたことがありますか。【全員必須】

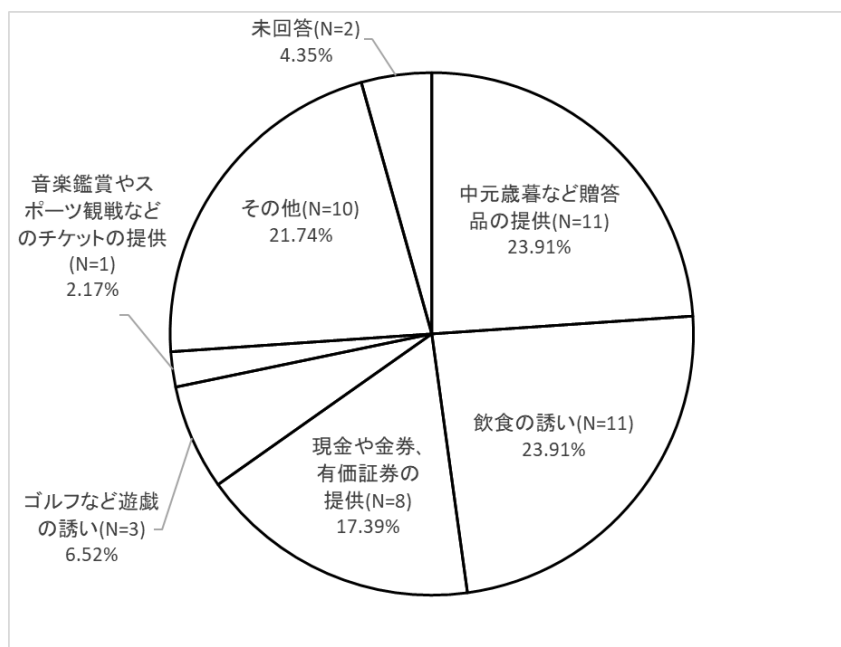
選択肢	回答者数 (人)
ある	34 2.05%
ない(→質問22)	1,604 96.92%
未回答	17 1.03%
合計	1,655 100.00%



＜全体の分析＞ 全体では、34 人の職員が、自分以外の職員が不当要求を持ちかけられたことを見聞きしたことが「ある」と回答している。

質問 20 質問 19 で「ある」と回答した方にお聞きします。「利益供与」の内容についてお答えください。(複数回答可)

選択肢	回答者数 (件)
中元歳暮など贈答品の提供	11 23.91%
飲食の誘い	11 23.91%
ゴルフなど遊戯の誘い	3 6.52%
音楽鑑賞やスポーツ観戦などのチケットの提供	1 2.17%
現金や金券、有価証券の提供	8 17.39%
その他	10 21.74%
未回答	2 4.35%
合計	46 100.00%

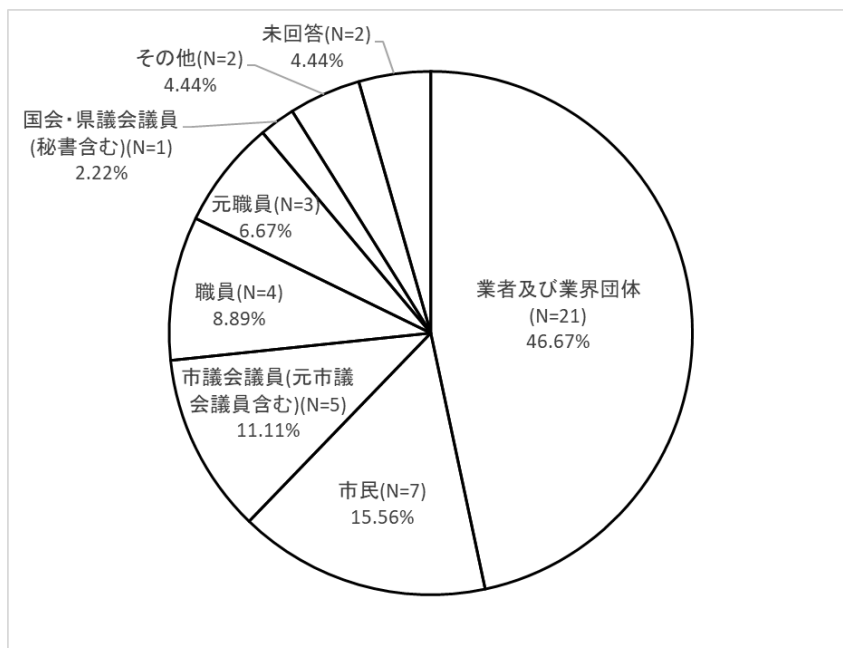


＜任用形態、年齢、職階等からの分析＞

「利益供与」の内容について、「中元歳暮など贈答品の提供」「飲食の誘い」が各 11 件、「現金や金券、有価証券の提供」が 8 件ある。

質問 21 質問 19 で「ある」と回答した方にお聞きします。利害関係者である「相手方の立場」についてお答えください。(複数回答可)

選択肢	回答者数 (件)
業者及び業界団体	21 46.67%
国会・県議会議員 (秘書含む)	1 2.22%
市議会議員 (元市議会議員含む)	5 11.11%
市民	7 15.56%
職員	4 8.89%
元職員	3 6.67%
その他	2 4.44%
未回答	2 4.44%
合計	45 100.00%

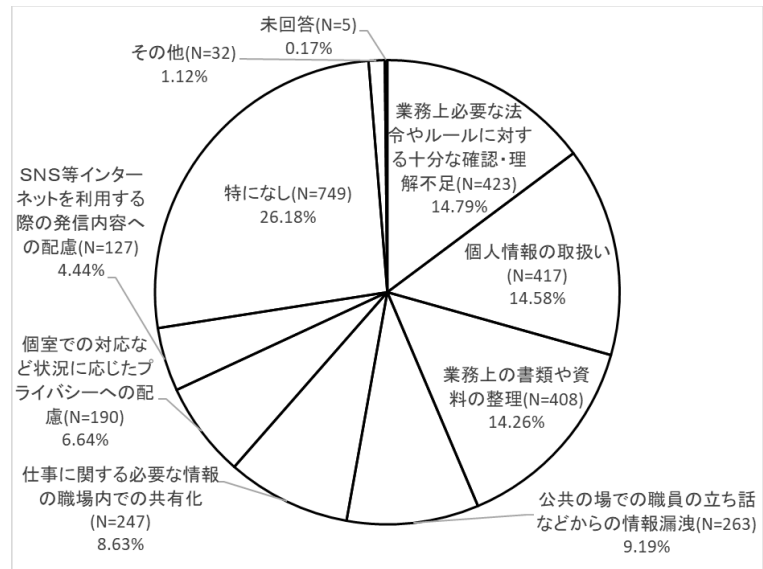


＜全体の分析＞ 全体では、「業者及び業界団体」が 21 件であり、半分近くを占めている。

4. 法令遵守(コンプライアンス)の状況についてお伺いします。

質問 22 あなたの職場において、コンプライアンスの面で気になることはありますか。
(複数回答可)【全員必須】

選択肢	回答者数 (件)
業務上必要な法令やルールに対する十分な確認・理解不足	423 14.79%
個人情報の取扱い	417 14.58%
個室での対応など状況に応じたプライバシーへの配慮	190 6.64%
業務上の書類や資料の整理	408 14.26%
仕事に関する必要な情報の職場内での共有化	247 8.63%
公共の場での職員の立ち話などからの情報漏洩	263 9.19%
SNS等インターネットを利用する際の発信内容への配慮	127 4.44%
特になし	749 26.18%
その他	32 1.12%
未回答	5 0.17%
合計	2,861 100.00%

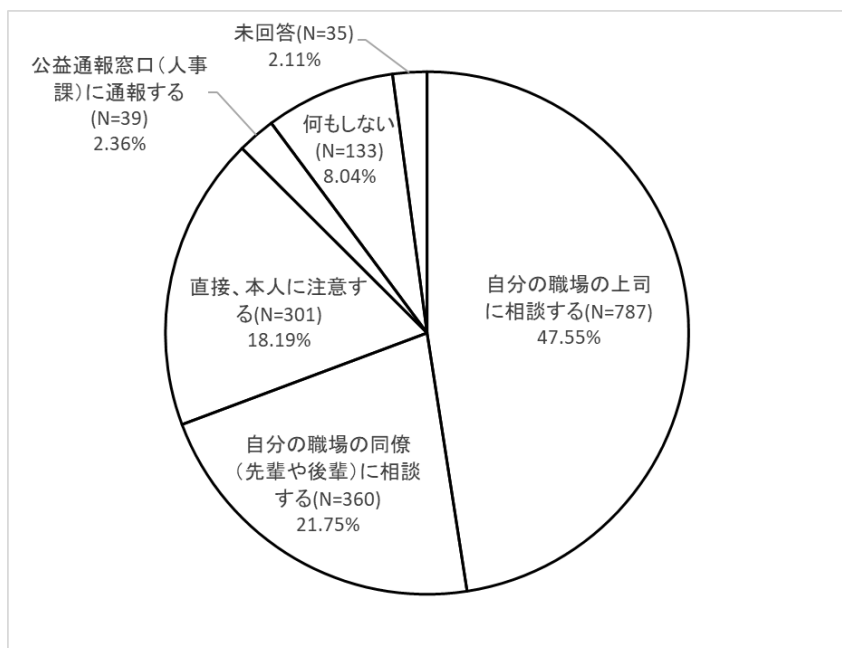


<全体、任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、「法令等の確認・理解不足」「個人情報の取扱い」「書類等の整理」について問題があるとの回答が多い状況にある。
- ☐ 「法令等の確認・理解不足」について、「生活環境部」「都市計画部」「水道部」が高い割合となっている。
- ☐ 「個人情報の取扱い」について、「財務部」「市民福祉部」「市立病院」「教育委員会」が高い割合となっている。
- ☐ 「書類等の整理」について、「企画部」「産業振興部」「沼津駅周辺整備部」「建設部」が高い割合となっている。

質問 23 あなたは、職場において、コンプライアンスの面で問題があるのではと思うこと（法令違反や公務員倫理からの逸脱）を目撃した場合、どのように行動しますか。（いずれか1つ選択してください。）【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
直接、本人に注意する	301 18.19%
自分の職場の上司に相談する	787 47.55%
自分の職場の同僚（先輩や後輩）に相談する	360 21.75%
公益通報窓口（人事課）に通報する	39 2.36%
何もしない	133 8.04%
未回答	35 2.11%
合計	1,655 100.00%

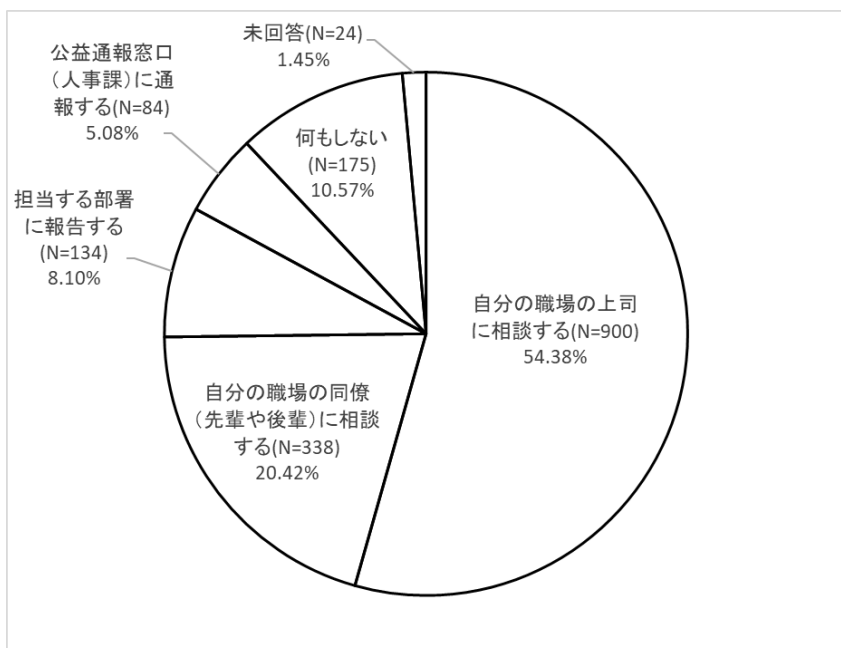


<全体、任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、8.04%の職員が「何もしない」と回答している。
- ☐ 「何もしない」について、任用形態では「嘱託・臨時職員」の割合が高く、職階では「主任以下」及び「嘱託・臨時職員」の割合が高い状況にある。
- ☐ 「何もしない」について、所属では「生活環境部」の割合が高い状況にある。

質問 24 あなたは、自分の職務外において、不祥事や事件に発展する可能性のある情報を知り得たとき、どのように行動しますか。(いずれか1つ選択してください。)**【全員必須】**

(人)	
選択肢	回答者数
担当する部署に報告する	134 8.10%
自分の職場の上司に相談する	900 54.38%
自分の職場の同僚(先輩や後輩)に相談する	338 20.42%
公益通報窓口(人事課)に通報する	84 5.08%
何もしない	175 10.57%
未回答	24 1.45%
合計	1,655 100.00%



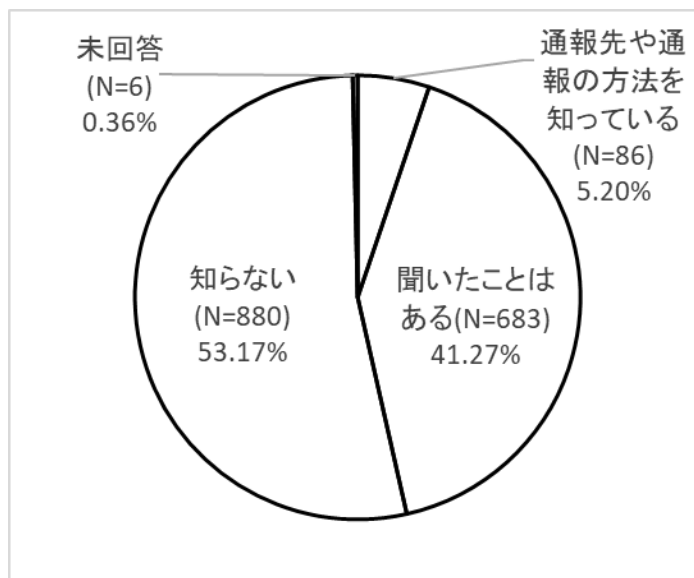
<全体、任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、10.57%の職員が「何もしない」と回答している。
- ☐ 「何もしない」について、任用形態では「嘱託・臨時職員」の割合が高く、職階では「主任以下」及び「嘱託・臨時職員」の割合が高い状況にある。
- ☐ 「何もしない」について、所属では「生活環境部」の割合が高い状況にある。

質問 25 あなたは公益通報制度を知っていますか。(いずれか1つ選択してください。)

【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
通報先や通報の方法を知っている	86 5.20%
聞いたことはある	683 41.27%
知らない	880 53.17%
未回答	6 0.36%
合計	1,655 100.00%

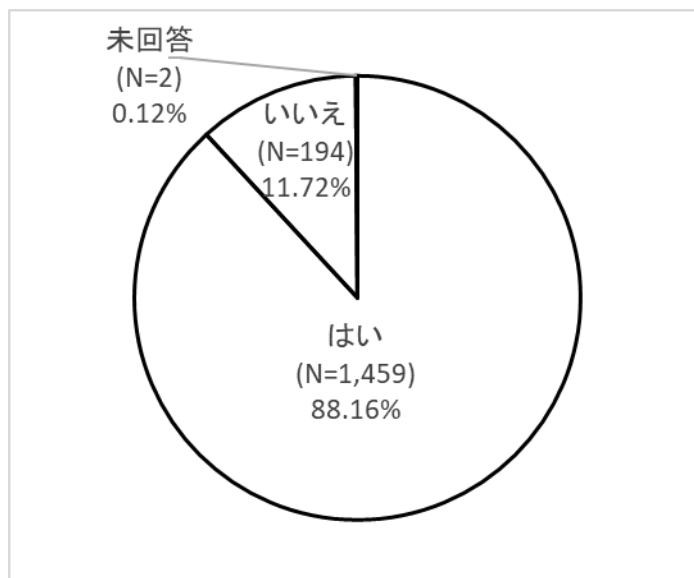


<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、53.17%の職員が「知らない」と回答している。
- ☐ 「通報先や通報方法の知っている」と回答した職員は、5.20%となっている。
- ☐ 「課長級」では、31.82%が「通報先や通報方法の知っている」と回答し、22.73%が「知らない」と回答している。
- ☐ 「補佐級・係長級」では、9.45%が「通報先や通報方法の知っている」と回答し、33.22%が「知らない」と回答している。
- ☐ 「主任以下」では、3.29%が「通報先や通報方法の知っている」と回答し、59.53%が「知らない」と回答している。

質問 26 あなたは、業務上必要な法令やルールを常に確認・理解して業務に取り組んでいますか。【全員必須】

(人)	
選択肢	回答者数
はい	1,459 88.16%
いいえ	194 11.72%
未回答	2 0.12%
合計	1,655 100.00%

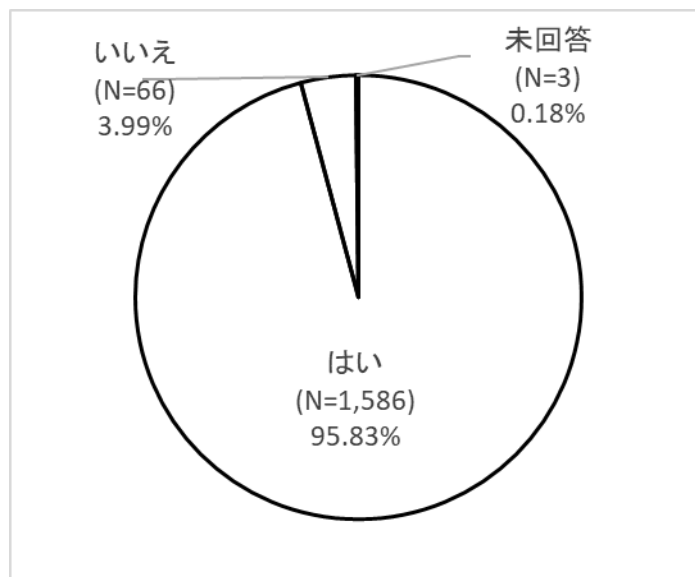


<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、11.72%が「いいえ」と回答している。
- ☐ 年齢では、どの年代も同様の割合で「いいえ」と回答している。

質問 27 あなたは、機密情報や個人情報等を取り扱う場合には、人の目にふれないよう細心の注意を払っていますか。【全員必須】

(人)	
選択肢	回答者数
はい	1,586 95.83%
いいえ	66 3.99%
未回答	3 0.18%
合計	1,655 100.00%



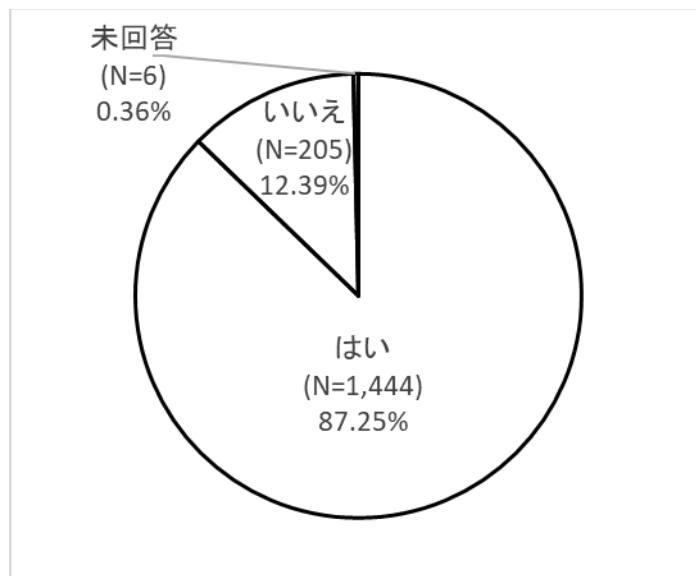
<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、95.83%が「はい」と回答している。
- ☐ 「再任用職員」の100%が「はい」と回答している。
- ☐ 所属では、「生活環境部」が「いいえ」の割合が高い状況となっている。

質問 28 あなたは、状況に応じて個室対応などプライバシーに配慮した対応をしていますか。

【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
はい	1,444 87.25%
いいえ	205 12.39%
未回答	6 0.36%
合計	1,655 100.00%

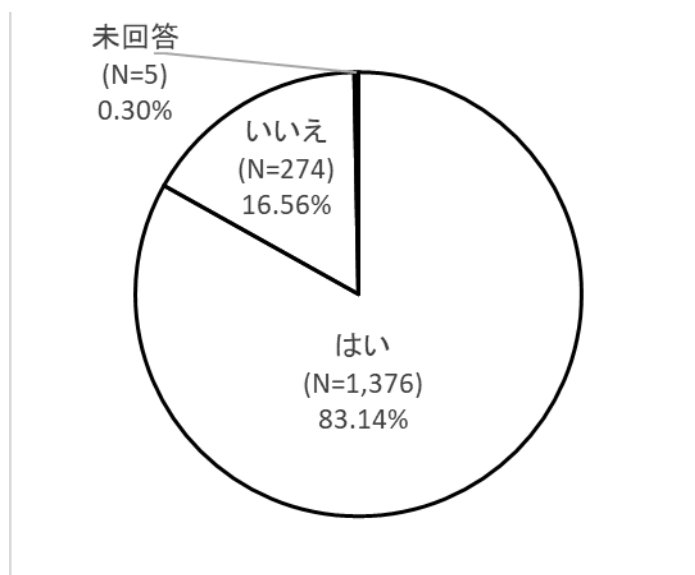


＜任用形態、年齢、職階等からの分析＞

- 全体では、12.39%が「いいえ」と回答している。
- 職種では、「技術職」が 23.28%で「いいえ」と回答している。
- 所属では、「生活環境部」「建設部」が「いいえ」の割合が高い状況となっている。

質問 29 あなたは、日頃から業務上の書類や資料をきちんと整理していますか。【全員必須】

(人)	
選択肢	回答者数
はい	1,376 83.14%
いいえ	274 16.56%
未回答	5 0.30%
合計	1,655 100.00%

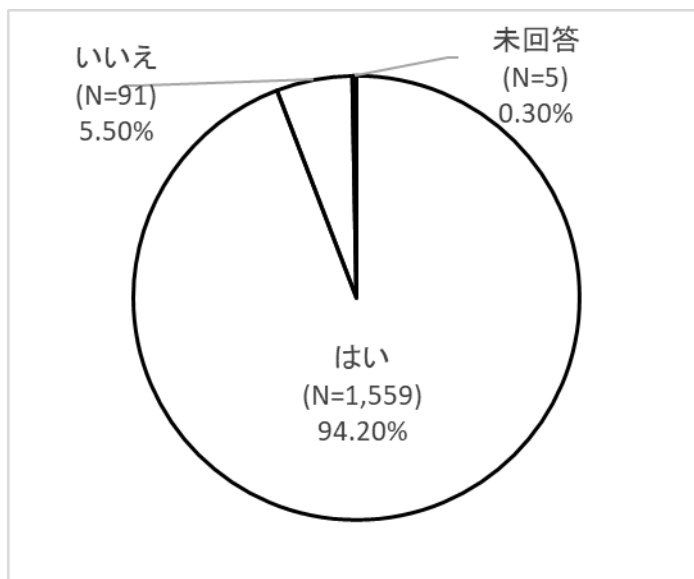


<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- 全体では、16.56%が「いいえ」と回答している。
- 職階では、「補佐級・係長級」が 28.99%で「いいえ」と回答している。
- 所属では、「企画部」「産業振興部」「都市計画部」「沼津駅周辺整備部」が「いいえ」の割合が高い状況となっている。

質問 30 あなたは、仕事に関する必要な情報を職場内できちんと共有していますか。【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
はい	1,559 94.20%
いいえ	91 5.50%
未回答	5 0.30%
合計	1,655 100.00%

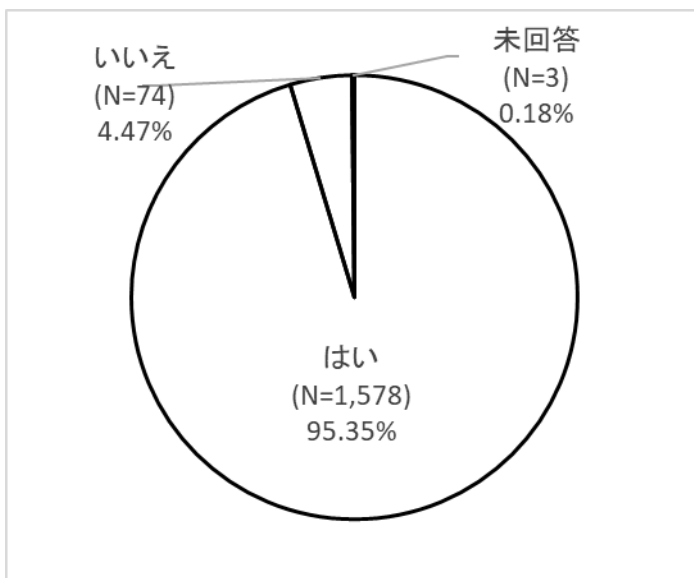


<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、94.20%が「はい」と回答している。
- ☐ 職種では、「技術職」が 11.11%で「いいえ」と回答している。
- ☐ 所属では、「生活環境部」「水道部」が「いいえ」の割合が高い状況となっている。

質問 31 あなたは、飲食店や電車内など公共の場では情報漏洩に注意しながら話をしていますか。【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
はい	1,578 95.35%
いいえ	74 4.47%
未回答	3 0.18%
合計	1,655 100.00%



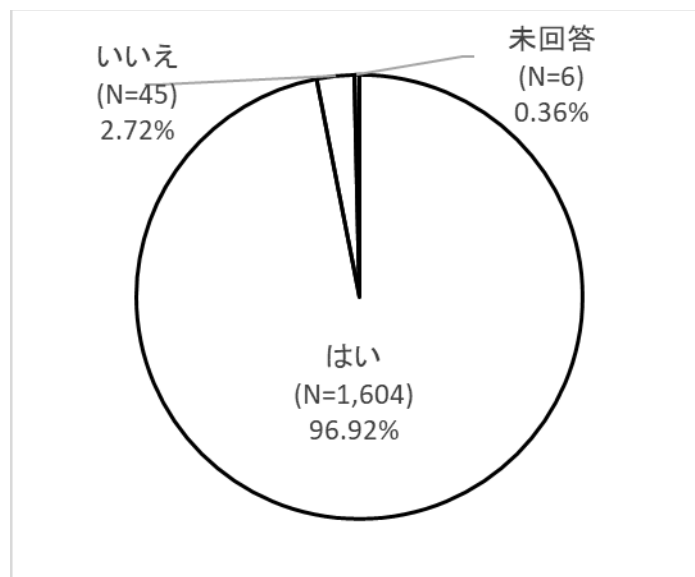
<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、95.35%が「はい」と回答している。
- ☐ 所属では、「生活環境部」が「いいえ」の割合が高い状況となっている。

質問 32 あなたは、個人でSNS等インターネットを利用する際、発信内容に配慮していますか。

【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
はい	1,604 96.92%
いいえ	45 2.72%
未回答	6 0.36%
合計	1,655 100.00%



<任用形態、年齢、職階等からの分析>

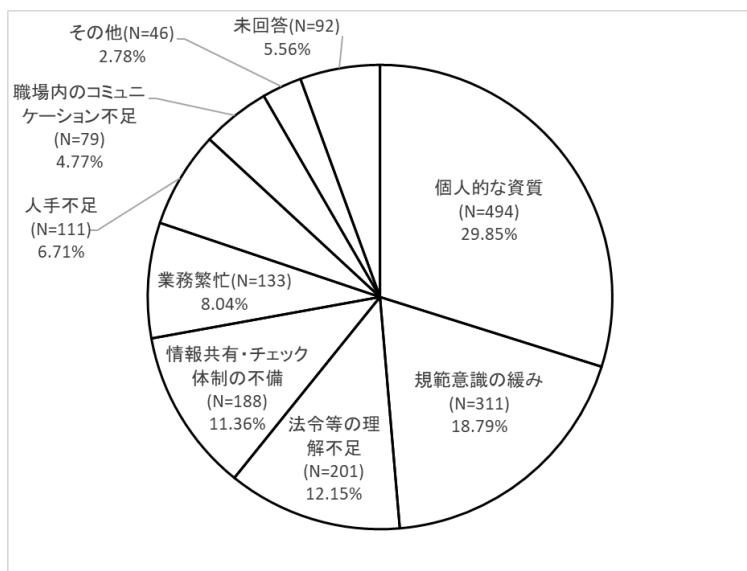
□ 全体では、96.92%が「はい」と回答している。

□ 所属では、「生活環境部」が「いいえ」の割合が高い状況となっている。

質問 33 あなたは、コンプライアンス上の問題が発生する一番の要因は何だと思いますか。

(いずれか1つ選択してください。)
【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
業務繁忙	133 8.04%
人手不足	111 6.71%
情報共有・チェック体制の不備	188 11.36%
法令等の理解不足	201 12.15%
規範意識の緩み	311 18.79%
個人的な資質	494 29.85%
職場内のコミュニケーション不足	79 4.77%
その他	46 2.78%
未回答	92 5.56%
合計	1,655 100.00%



<任用形態、年齢、職階等からの分析>

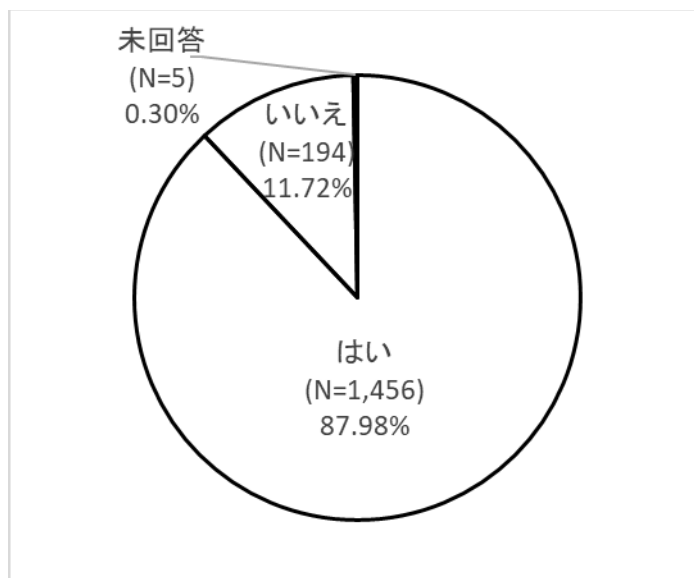
□ 全ての集計において、「個人的な資質」の割合が高い状況にある。

□ 全体では、「規範意識の緩み」「法令等の理解不足」「情報共有・チェック体制の不備」が高い割合となっている。

5. 職場環境についてお伺いします。【全員必須】

質問 34 あなたの職場では、職員同士が気軽に相談したり、意見を言い合ったりすることができますか。【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
はい	1,456 87.98%
いいえ	194 11.72%
未回答	5 0.30%
合計	1,655 100.00%

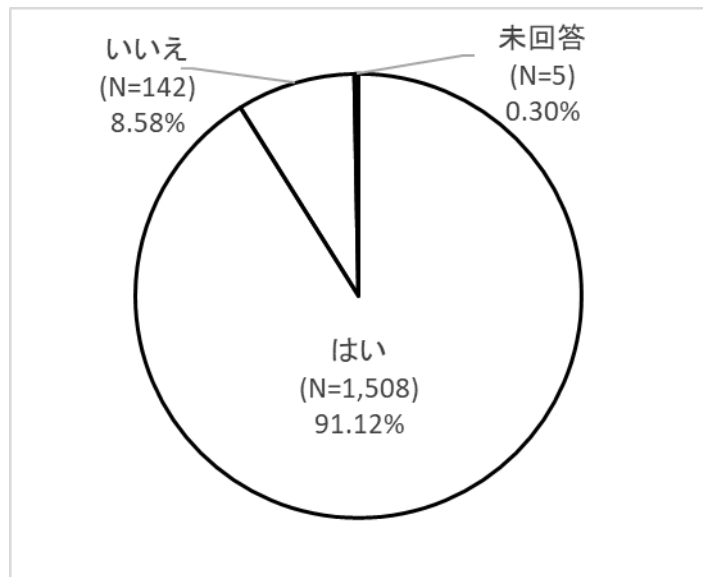


<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、11.72%が「いいえ」と回答している。
- ☐ 職階では、「課長級以上」は「いいえ」の割合が低い、「主任以下」「嘱託・臨時職員」は「いいえ」の割合が高くなっている。
- ☐ 所属では、「生活環境部」「市立病院」が「いいえ」の割合が高い状況となっている。

質問 35 あなたは、職場で困っている人がいたら、手助けしたりアドバイスしたりすることができますか。【全員必須】

(人)	
選択肢	回答者数
はい	1,508 91.12%
いいえ	142 8.58%
未回答	5 0.30%
合計	1,655 100.00%



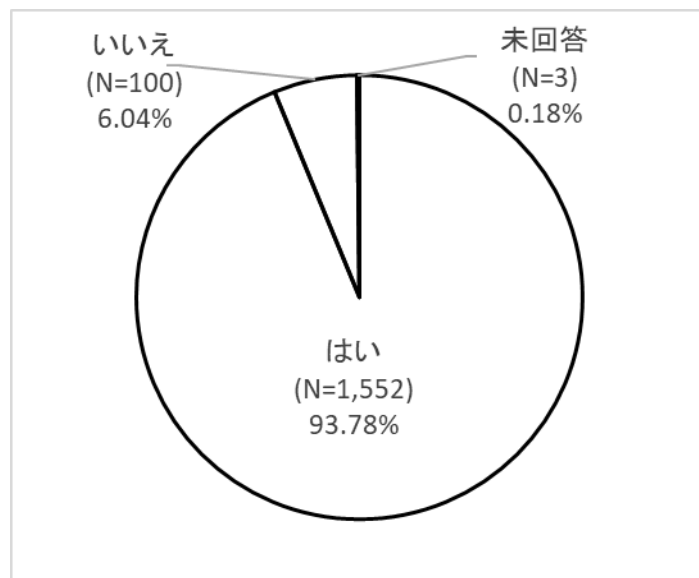
<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、91.12%が「はい」と回答している。
- ☐ 職階では、「課長級以上」は全て「はい」と回答している。
- ☐ 職階では、「主任以下」「嘱託・臨時職員」は「いいえ」の割合が高くなっている。
- ☐ 所属では、「生活環境部」「都市計画部」「市立病院」が「いいえ」の割合が高い状況となっている。

質問 36 あなたは、自分の仕事について、上司に適切に報告・連絡・相談ができていますか。

【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
はい	1,552 93.78%
いいえ	100 6.04%
未回答	3 0.18%
合計	1,655 100.00%

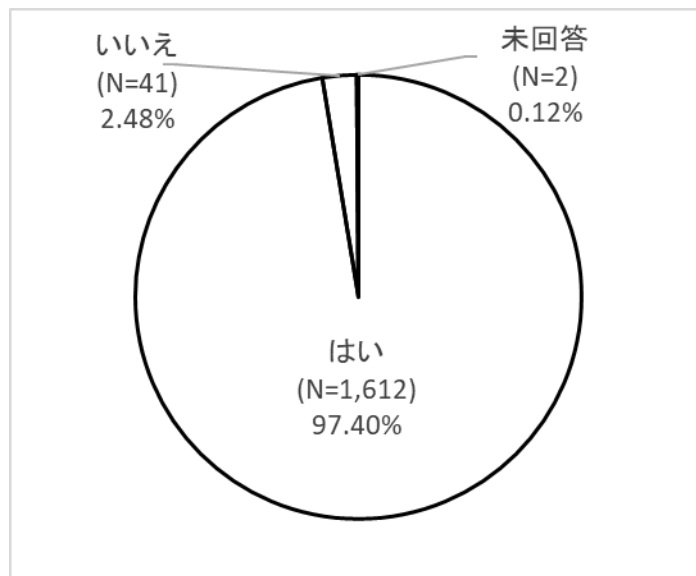


<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、93.78%が「はい」と回答している。
- ☐ 任用形態では、「再任用職員」は全て「はい」と回答している。
- ☐ 所属では、「産業振興部」「生活環境部」が「いいえ」の割合が高い状況となっている。

質問 37 あなたは、仮にミスをした場合、速やかに上司に報告ができますか。【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
はい	1,612 97.40%
いいえ	41 2.48%
未回答	2 0.12%
合計	1,655 100.00%

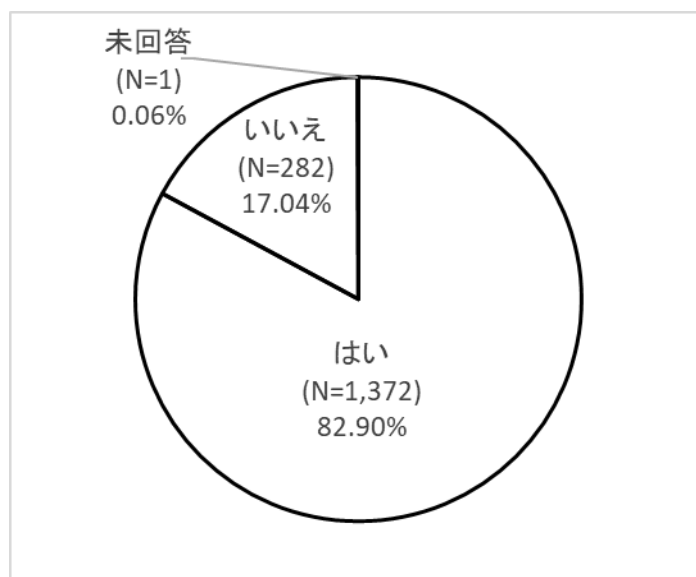


<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、97.40%が「はい」と回答している。
- ☐ 任用形態では、「再任用職員」は全て「はい」と回答している。
- ☐ 所属では、「産業振興部」が「いいえ」の割合が高い状況となっている。

質問 38 あなたは、上司からの指示に疑問を感じた時に、質問や意見を言うことができますか。【全員必須】

選択肢	回答者数 (人)
はい	1,372 82.90%
いいえ	282 17.04%
未回答	1 0.06%
合計	1,655 100.00%



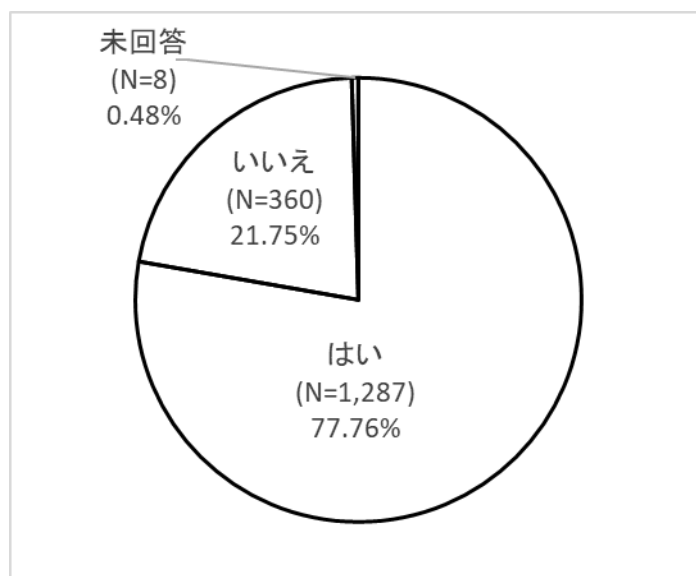
<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、17.04%が「いいえ」と回答している。
- ☐ 職階では、「主任以下」「嘱託・臨時職員」は「いいえ」の割合が高くなっている。
- ☐ 所属では、「産業振興部」「生活環境部」「建設部」「市立病院」が「いいえ」の割合が高い状況。

質問 39 あなたの職場では、ダブルチェックの実施や手順書の整備など、ミスを防止する仕組みが整っていますか。【全員必須】

(人)

選択肢	回答者数
はい	1,287 77.76%
いいえ	360 21.75%
未回答	8 0.48%
合計	1,655 100.00%



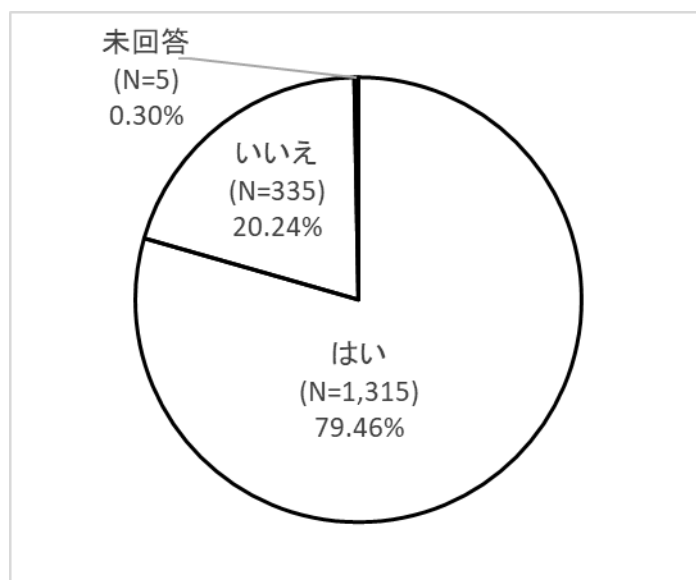
<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、21.75%が「いいえ」と回答している。
- ☐ 全ての職階及び職種において、「いいえ」の割合が高くなっている。
- ☐ 所属では、「産業振興部」が 50.67%、「生活環境部」が 41.41%で「いいえ」を回答している。

質問 40 あなたは、部下や同僚から業務上の問題や悩みについて相談を受けたとき、適切に対応できていると思いますか。【全員必須】

(人)

選択肢	回答者数
はい	1,315 79.46%
いいえ	335 20.24%
未回答	5 0.30%
合計	1,655 100.00%



<任用形態、年齢、職階等からの分析>

- ☐ 全体では、20.24%が「いいえ」と回答している。
- ☐ 職階では、「主任以下」「嘱託・臨時職員」は「いいえ」の割合が高くなっている。
- ☐ 所属では、「産業振興部」「生活環境部」「水道部」が「いいえ」の割合が高い状況となっている。

沼津市職員不祥事再発防止対策部会検討結果報告書

再発防止に向けた取り組み（概要）

契約制度検証部会

検討内容【第2回本部会議報告】			検討結果及び今後の取り組み			報告書	分類
1	職員の制度理解の徹底	入札契約事務に係るすべての職員を対象に、関連する法制度の理解など、入札談合の排除や未然防止を徹底するための研修を実施する。	—	【定期的な研修の実施】にて今後も対応	P 21・22	実施済 継続実施	
2	情報管理	・ 設計書情報共有者の削減（知っている人を減らす）	設計書情報共有者の削減	今後、設計価格5000万円以上の財政課合議については設計書を不添付とし、設計書情報を把握できる職員の数を減らす。なお、必要に応じて変更理由等の説明資料を添付する。	P 6	改善	
		・ 設計書の回付・管理方法の再徹底	設計書の回付・管理方法の見直し	稟議書の回議方法について、再度徹底するとともに、審査中の稟議書の管理についても厳重に取り扱い、情報を知りうる立場にない職員への情報漏洩を防止する。	P 7	改善	
3	組織の刷新	・ 入札・契約部署と工事検査部署との関係強化	入札契約組織の見直し	現在の総務課を分割し、総務課契約係と工事検査課を一つの課とし、入札・契約事務を強化する。	P 11	実施済	
		・ 定期的な入札・契約事務研修の実施による事務機能の強化	定期的な研修の実施	官製談合防止法を含めた入札契約事務に関する研修を定期的に実施することで、基礎的な知識を習得するとともに、意識の風化を防止する。また、新たに新規採用職員に対しても研修を行う。	P 12	実施済 継続実施	
4	業者の不正行為防止	・ 罰則強化の可能性（指名停止期間及び違約金等）	指名停止期間の厳罰化	不正行為を行った業者に対する入札参加停止（指名停止）期間の基準を引き上げる。	P 8	改善	
			違約金の厳罰化	違約金については、請負金額の1/10に留める。	P 9	維持	
		・ 業者の契約制度の理解への取り組み	定期的な業者への周知	法令遵守に関する周知を行うとともに、入札参加資格申請登録の際など、定期的に情報発信する。	P 10	実施済 継続実施	
5	予定価格等を類推できなくする工夫	・ 予定価格の公表時期（事前または事後）	予定価格の公表時期	事前公表の即効性は認めつつも、国が事後公表を要請してきたこと等を鑑み、事後公表を維持するものとする。	P 4	維持	
		・ 最低制限価格の設定方法等	最低制限価格算出方法の見直し	現在、最低制限価格は、決められた算定方法に基づき積算しているが、これにランダム係数を用いて最終的に決定することにより、最低制限価格の秘匿性を高め、事前に探ろうとする不正行為を防止する。 最低制限価格＝最低制限価格算定基礎額×ランダム係数	P 5	改善	

沼津市職員不祥事再発防止対策

部会検討結果報告書

令和2年3月

契約制度検証部会

目 次

1	部会の設置及び活動状況	1
(1)	部会の設置	1
(2)	活動状況	1
2	部会における検討内容	3
2－Ⅰ	制度の検証	3
○	予定価格の公表時期（事前・事後）	4
○	最低制限価格の設定方法等	5
○	設計書情報共有者の削減（知っている人を減らす）	6
○	設計書の回付・管理方法の再徹底	7
○	罰則強化の可能性（入札参加停止（指名停止）期間）	8
○	罰則強化の可能性（違約金）	9
○	業者の契約制度の理解への取り組み	10
○	入札・契約部署と工事検査部署との関係強化	11
○	定期的な入札・契約事務研修の実施による事務機能の強化	12
2－Ⅱ	実態の確認	13
○	職員ヒアリング	13
○	公判の傍聴	19
2－Ⅲ	職員の制度理解	21
Ⅲ－1	特別研修（幹部職級）	21
Ⅲ－2	特別研修（中堅職級）	22
Ⅲ－3	特別研修（実務担当者）	22
3	再発防止に向けた取り組み	23

1 部会の設置及び活動状況

(1) 部会の設置

契約制度検証部会（8名）

部会長：財務部長

部会員：総務課長ほか6名

(2) 活動状況

回数	年月日	内 容
第1回	11月1日	報告事項 ・ 契約制度検証部会の設置 ・ これまでの事件対応の経過 ・ 今後の進め方
第2回	11月7日	協議事項 ・ 関係職員への聞き取り 聞き取り内容、方法、対象者等 ・ 研修の実施 研修内容、対象者等 ・ 制度の検証、問題点の整理 検討テーマ、論点整理
第3回	11月14日	協議事項 ・ 関係職員への聞き取り 聞き取り内容、方法、対象者等（再整理） ・ 研修の実施 研修内容、対象者等（別研修の実施案） ・ 制度の検証、問題点の整理 現在の入札・契約方法の検証（意見聴取）
第4回	11月22日	協議事項 ・ 関係職員への聞き取り 聞き取り内容、方法、対象者等（人数整理） ・ 研修の実施 研修内容、対象者等（全職員を対象） ・ 制度の検証、問題点の整理 現在の入札・契約方法の検証（意見とりまとめ）

第5回	12月13日	報告事項 ・これまでの事件対応の経過 協議事項 ・関係職員への聞き取り 聞き取り内容、対象者等（拡充） ・制度の検証、問題点の整理 再発防止策の修正（研修、管理方法強化）
第6回	3月16日	報告事項 ・これまでの事件対応の経過 ・職員研修の実施結果 ・職員ヒアリングの実施状況 ・公判傍聴内容 協議事項 ・制度の検証、問題点の整理 報告事項に基づく検討内容の精査
第7回	3月25日	協議事項 ・部会検討結果報告書 内容の確認

2 部会における検討内容

契約制度検証部会では、今回の事件を受け、制度面からの不正行為再発防止のため、次の3つの視点に沿って、検討を行いました。

I 制度の検証

現行契約制度の検証により、問題点を整理しました。

II 実態の確認

職員への聞き取りや裁判の傍聴により、情報管理等の実態を確認しました。

III 職員の制度理解

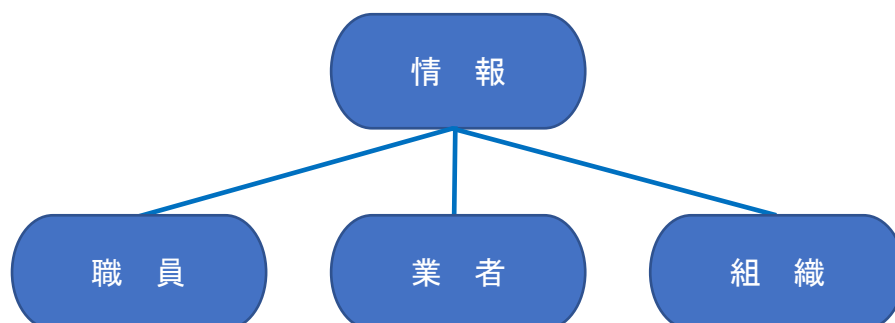
契約事務に携わる職員に対する特別研修を実施しました。

2－I

I 制度の検証

制度面の検証については、現在の入札・契約方法について、4つの側面からそれぞれ課題等について整理しました。

厳重に管理すべき入札契約に関する情報について、情報そのもののあり方と、その情報を管理すべき職員各人及び組織について、現状の確認と課題の抽出、改善方法について整理するとともに、不正を行うまたは行おうとする業者への牽制策について検討を行いました。



○予定価格の公表時期（事前・事後）

【主な課題・検討内容】

- ・ 職員の不正はなくなる。（即効性はある）
- ・ （業者間の談合があった場合）落札額の高止まりが心配である。
- ・ 以前はむしろ最低制限価格近くの応札でくじ引きが多かった。
- ・ 実施するとしても、半永久的でないことが前提だと思う。
- ・ 磐田市など同様の状況になった自治体には事前公表しているところもある。
- ・ 事前公表にすると、ダンピング防止などの国の方針と反することとなる。

予定価格の公表時期と想定されるメリット・デメリット

事前公表	メリット	・ 透明性の確保
		・ 事前に探ろうとする不正行為の防止
		・ 入札不調の減少
	デメリット	・ 入札参加者の見積努力を損なわせる（市内業者の育成につながらない）
		・ 競争性の低下
		・ 業者間談合が容易に行われるおそれ
		・ くじ引き選定が増加し、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注するおそれ
事後公表	メリット	・ 競争性の確保（適正価格による競争の促進と市内業者の育成）
		・ 適正価格による工事品質確保
	デメリット	・ 事前に探ろうとする不正行為の発生
		・ 入札不調の増加

部会方針

事前公表の即効性は認めつつも、国が事後公表を要請してきたこと等を鑑み、事後公表を維持するものとする。

○最低制限価格の設定方法等

【主な課題・検討内容】

- ・変動型については、紙入札となるのであまりにもデメリットが大きい。
- ・全件低入札価格調査制度を導入すると、市側、業者側の負担が大きすぎて現実には対応は難しいだろう。
- ・総合評価は少量であれば対応可能であるが、件数が多くなればなるほど、全件低入札価格調査と同様の問題が発生する。
- ・現実的に採用可能なのは、ランダム係数の導入しかないだろう。
- ・ランダム係数導入についても、係数の幅や算出方法など制度設計を確定する必要がある。

部会方針

ランダム係数を用いた最低制限価格制度を採用するため、制度設計を進める。

○設計書情報共有者の削減（知っている人を減らす）

【主な課題・検討内容】

- ・ ルートが減ると、確かに設計書情報の共有者が減る。
- ・ 共有者が減るということはチェック者も減るということで、設計書の精度が落ちる。
- ・ 工事検査課の審査についてもチェック機能が働いているので、除くのは難しい。
- ・ 設計書をつける課とつけない課を明確に分けるべき。
- ・ ルートから除外するのは難しいが、設計書の不添付であれば財政課は可能。

部会方針

設計価格 5000 万円以上の財政課合議については、設計書を不添付とする。ただし、予算額と 10%以上変更された設計の場合、変更理由等の説明資料を添付するものとする。

○設計書の回付・管理方法の再徹底

【主な課題・検討内容】

- ・ 情報管理の徹底を目的とした平成 25 年度通知について、再度徹底させるべき。
- ・ 特に設計書の取扱いが重要である。
- ・ 今回、決裁ルートにない職員の犯行が新たに明らかになったことから、決裁途中での文書管理について、職員ヒアリングで状況を確認し、別途通知すべきである。

部会方針

過去の重要な通知等は庁内ライブラリに掲載するとともに、定期的に通知する。

設計書の管理方法について、新たに文書通知する。

○罰則強化の可能性（入札参加停止（指名停止）期間）

【主な課題・検討内容】

- ・業者に対する強い牽制となる。
- ・他市も事件を契機に改正しているので、沼津市も同水準に引き上げるべき。
- ・静岡市のように職責で軽重を変えるべきではないか。
- ・他市も代表取締役が逮捕されたが、その後も基準はひとつであったことから、同様の対応がよいのでは。

部会方針

現在の基準を引き上げる。

区分	改正前	改正後
当該市工事等	12 か月以上 24 か月以内	18 か月以上 36 か月以内
他機関の工事等	4 か月以上 24 か月以内	6 か月以上 24 か月以内

○罰則強化の可能性（違約金）**【主な課題・検討内容】**

- ・他自治体の事例を見ても、事件が起こったとしても 1/10 に留めている。
- ・業者に対しての牽制という意味では、指名停止を厳しくした方が効果が高いと思われる。

部会方針

契約規則・約款における違約金については、他自治体の事例と同様、請負金額の 1/10 に留める。

○業者の契約制度の理解への取り組み**【主な課題・検討内容】**

- ・正しいかどうかは検証できないが、被告は他の業者も不正行為をしていると法廷で発言している。
- ・業界団体において、法令遵守等に関する通知を発出している。

部会方針

法令遵守に関する周知を行うとともに、入札参加資格申請の際など、定期的に情報発信する。

○入札・契約部署と工事検査部署との関係強化

【主な課題・検討内容】

- ・一緒になれば、設計から工事検査まで一連の流れをひとつの課で確認することができる。
- ・決裁ルートが減ることとなる。（２課⇒１課）
- ・総務課には技術職員がいないため、技術的観点から逐次相談できる環境にないが、一緒になれば契約事務の強化につながる。
- ・働き方改革や柔軟な工期の導入など建設業界に対しても対策を講じなければならない中で、技術職員の意見を聞くことにより、課としての判断を決められる。
- ・総務課においては、設計書情報は厳重に管理しているが、何かあった時に疑われる可能性のある係（行政係）があるのはよろしくない。
- ・情報の機密性ということでは、工事検査課の方が感覚を共有しやすい。
- ・工事検査課は部に所属していないため、政策判断を部長と相談できない。

部会方針

現在の総務課を分割し、総務課契約係と工事検査課を一つの課とすることで、入札・契約事務の強化を図る。

○定期的な入札・契約事務研修の実施による事務機能の強化

【主な課題・検討内容】

- ・ 講座内容の予定価格の部分に、秘匿性の高いものであること、漏洩は犯罪であることを説明する。
- ・ 今回、設計書や負担行為を実際に担当する若手職員への研修が官製談合防止法関連なので、内容を実務基礎講座に組み込むことで、毎年法制度について理解を深められる。
- ・ 新規採用職員は官製談合に関する研修を受講していないこととなるので、採用時から知識を身に着けるため、人事課の新規採用職員研修の一環として、法制度などについて研修する。

部会方針

講座内容を契約事務に特化したものから、不正行為の防止に関するものに広げたうえで、継続的に研修を実施していく。

また、新規採用職員を対象に、今回の特別研修の内容を平易化した内容に変更し、実施する。

2－Ⅱ

Ⅱ 実態の確認 職員ヒアリング

この事件が発生した背景と実態把握、再発防止に役立てるため、当該事業者の入札・契約事務に関係した職員に対し、契約制度検証部会及び職員倫理部会によるヒアリングを実施しました。

(1) 実施期間

令和元年12月24日～令和2年3月25日まで（延べ25日、26時間（約13分／人））

(2) 対象者

当該業者が平成30年度に契約した工事を担当した全職員

工事検査課課長補佐が入庁後在籍した課の当時の全職員 計116人

正規職員 104人 再任用職員 10人 臨時職員 2人

管理職 23人 管理職以外 93人

(3) ヒアリング方法

原則入札室において、部会員と対象職員が面接にて実施

(4) ヒアリング内容

対象職員に対し、以下のような内容について、ヒアリングを実施した。

「当該業者の入札工事（入札額）について、不審に思った点はあったか？」

「当該業者から不正行為につながる要求を受けたか？他の職員については？」

「当該業者から接待などを受けたことがあるか？他の職員については？」

「他の業者について、同様の事案はあったか？」

「設計書など情報の管理状況はどのようにしているか？」

「現在の契約制度の課題や今後の再発防止策について、考えられることは？」

(5) ヒアリング結果

いずれのヒアリング内容についても、建設業者を始めとした利害関係者に対し不適切な対応をした職員は見られませんでした。ほぼすべての職員が高い倫理観を持って仕事に取り組んでいましたが、常に高い倫理観を保つために定期的な研修に必ず取り組む必要があると感じました。

また、事件発覚後、多数の所属及び職員において、情報管理について見直しがされていることを確認しました。制度に対する理解不足や不適正な運用によって、悪意ある利害関係者が働きかけをした場合、秘密情報が漏洩するリスクを抱えていることが分かったた

め、今後については、継続的に制度研修を実施する必要を感じました。さらに、制度面から最低制限価格を漏れないようにする取り組みも必要であると感じました。

① 当該業者に対して気づいた点について【倫理・契約】

ヒアリングした職員のうち、気づいた点があった職員は24名でした。

【主な内容】

- 最低制限価格付近での入札が多い。落札率が低い。
- 現場管理者の不十分な知識や、近所の住民からのクレームが多いなど、仕事に対し良い印象がない。
- 特定の工事を落札しているという印象があった。

② 利害関係者からの接待等について【倫理】

飲食や遊戯など接待等を受けまたは誘いのあった職員はいませんでした。利害関係者から以下の行為がありました。

【行為の内容】

- 業務上説明した内容について、感謝の意を示され、菓子折りを提供されたが断った。
- 飲食店において、別テーブルの利害関係者からボトルを置かれたが断った。

③ コンプライアンスに対し気になる点について【倫理】

職場におけるコンプライアンスについて気になる点は以下のとおりでした。

内 容	回答数
法令やルールに対する理解不足、確認不足	31
個人情報の取り扱い	7
業務上の書類や資料の整理	38
飲食店等での職員の会話からの情報の漏洩	9
その他	5
その他の主な内容	
・職場内での会話が業者などの利害関係者に聞かれる恐れがある。	
・執務室内に入ってくる議員、職員OB、一般市民がいる。	

④ 仕事に対する意識について【倫理】

ほぼすべての職員が高い倫理観をもって仕事に取り組んでいます。「いいえ」とした職員についても「高い」と自己判断できるか疑問であったためでした。

内 容	はい	いいえ	無回答
公務内外を問わず高い倫理観を持って行動してい	114	1	1

るか。			
法令等に基づいて適切に仕事に取り組んでいるか。	116		

⑤ 職場環境について【倫理】

ほぼすべての職員が職場環境に問題はないと回答しているが、一部でそのように感じていない職員もいました。

内 容	はい	いいえ	その他	無回答
職員同士が気軽に相談したり意見の言い合える職場か。	112	3	1	
自分の仕事について上司に適切に報告・連絡・相談ができていますか。	114	2		
上司からの不適切な指示に対し質問・意見を言うことができるか。	112	3		1

⑥ 情報の管理状況について【契約】

事件発覚前は、設計書などについては付箋等により設計額等を一読できないようにしていたが、稟議途中の書類管理について通常取り扱いと同様に管理するなどの事例が見受けられました。

事件発覚後は、付箋等により設計額等を一読できないようにすることに加え、回議するときから稟議を袋に入れるなど、稟議に関係のない職員が設計額等を確認できないようにしていました。

内 容	回答数
事件発覚前	
設計書などを回付する際には、どのように管理していたか。	
付箋や白紙により設計額等を一読できないように	89
書類を袋に入れ、開封しないと設計額等がわからないように	31
通常の稟議と大差なく	7
その他	4
その他の主な内容	
・ 離席時に書類を裏返すなどした。	
稟議を審査する途中で、書類はどのように管理していたか。	
通常の書類と同様に、机の上に	65
離席時などには、他者が書類を確認できない場所へ	33
その他	18

その他の主な内容
・裏返し、または、書類の下において一読できないようにした。 ・キャビネットや机の引き出しに入れるようにした。

内 容	回答数
事件発覚後	
設計書などを回付する際には、どのように管理していたか。	
付箋や白紙により設計額等を一読できないように	51
書類を袋に入れ、開封しないと設計額等がわからないように	63
通常の稟議と大差なく	0
その他	9
その他の主な内容	
・離席時に書類を裏返すなどした。 ・上司の決裁においては持ち回りするようにした。	
稟議を審査する途中で、書類はどのように管理していたか。	
通常書類と同様に、机の上に	21
離席時などには、他者が書類を確認できない場所へ	72
その他	12
その他の主な内容	
・鍵付きキャビネットで保管するようにした。 ・上司の決裁においては持ち回りするようにした。	

⑦ 情報の管理方法等における改善点について【契約】

事件発覚後に、情報の管理等において改善した主な点は以下のとおりでした。

【主な内容】

- 決裁で回る稟議等は裏返しておくように徹底した。
- 鍵付きキャビネットに保管、施錠するようにした。
- 業者の入室を制限し、窓口等での対応とした。
- 課内で書類の管理目的を再確認し、慎重に取り扱うようにした。
- 回議書類は袋に入れるようにした。

⑧ 現在の入札・契約制度の問題点・課題について【契約】

現在の制度における問題点・課題で挙げられた主な点は以下のとおりでした。

【主な内容】

制 度

- 予定価格の事後公表。

○入札不落時に随意契約ができないこと。

倫 理

○コンプライアンスの問題。

情報開示

○設計金額の開示請求が多くされていること。

制度理解

○入札契約制度の理解度に差がある。

情報管理

○書類審査に係る職員数の多さ。

○書類の管理。机の上に置くことはさげなければならない。

執務環境

○業者等が自由に出入りできる環境。

⑨ 再発防止策について【契約】

今回の事件を受けて、再発防止策については主に以下のような意見がありました。

【主な内容】

倫 理

○職員の意識向上。倫理観向上。

○コンプライアンス研修の定期実施、強化。

○中途採用者には公務員倫理の指導を何回も行う。

○新規採用職員に対する研修の徹底。

○業者と仲良くなりすぎない。業者対策。

○OBへの指導。OB職員の利害関係会社への再就職制限。

職場風土

○気づいたことはすぐに相談できる風土の醸成。

○業者から誘惑等があった場合に相談できる窓口等の設置。

制 度

○予定価格の事前公表。

○最低制限価格のランダム係数の導入。

○業者選定に金額以外の要素も入れる。(総合評価等の活用)

○不正業者への厳罰化。

○検査係による低入札価格調査。

制度理解

○入札契約制度研修の実施。

執務環境

○入室管理と対応するスペースの確保。

○業者との連絡用携帯を貸与。

情報管理

○書類・情報管理の徹底。

○各課で鍵付きロッカー、キャビネットの設置。

○個人デスクにカギを使用する。

○設計書を袋に入れて回覧する。

○電子決裁の導入。

Ⅱ 実態の確認 公判の傍聴

この事件に至った経緯等を確認するため、公判を傍聴しました。

(1) 公判の傍聴

① 工事検査課主任に関する事件

事件番号：令和元年（わ）第 444 号

場 所：静岡地方裁判所 2 階 202 法廷（静岡市）

事 件 名：官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害被告事件

被 告：工事検査課主任（以下「主任。」）、沼津市元職員（以下「元職員。」）、
三星建設工業㈱元社長（以下「元社長。」）

【第 1 回公判】令和 2 年 2 月 17 日（月）13 時 30 分～16 時 10 分

【第 2 回公判】令和 2 年 3 月 12 日（木）13 時 30 分～14 時 00 分

【第 3 回公判】令和 2 年 3 月 19 日（木）13 時 30 分～13 時 45 分

【第 4 回公判】令和 2 年 5 月 25 日（月）13 時 30 分～（予定）

② 工事検査課課長補佐に関する事件

事件番号：令和元年（わ）第 503 号

場 所：静岡地方裁判所 2 階 202 法廷（静岡市）

事 件 名：公契約関係競売入札妨害被告事件

被 告：工事検査課課長補佐（以下「課長補佐。」）、元社長

【第 1 回公判】令和 2 年 2 月 25 日（火）11 時 00 分～12 時 00 分

【第 2 回公判】令和 2 年 3 月 6 日（金）10 時 00 分～10 時 10 分

(2) 公判傍聴記録から確認した内容

① 主任に関する事件

○主任は、長年課長補佐に据え置かれていたことに不満を持っていたが、元職員が働きかけをしたことに対し、恩義を感じていた。そのため、秘密情報を漏洩した。

○主任は、元職員の誘いで元社長と知り合い、一緒にゴルフや釣りをするようになった。

○主任は上水道工務課長時代に 3～4 回、工事検査課時代に 2～3 回、元職員から予定価格等教示の依頼を受け、教示した。

○工事検査課時代には、あらかじめ設計額をメモするようになった。

○逮捕工事については、主任が設計額を元職員に伝え、元職員が元社長に伝えた。

○元社長が元職員から教示されたのは 3～4 件。平成 30 年度の帯笑園外構工事は、そのうちの一つ。

② 課長補佐に関する事件

- 課長補佐は、平成 25 年頃の池田川の河川工事を受注した際に元社長と知り合い、その後、大平江川に関する工事をきっかけに親交を深めた。
- 元社長は課長補佐に、キャバクラ等の飲食接待やクルーザーへの招待、中元歳暮などの贈答を行っていた。
- 課長補佐は、これら接待による関係を維持したいと思い、工事検査課異動後は、自ら積極的に設計金額等を教示するようになった。
- 元社長は、帯笑園と隣接した 0204 号線工事を他社が受注すると工事の調整が必要になることから、課長補佐に設計額等の教示を働きかけた。
- 課長補佐は、0204 号線工事について、机上にある設計書から設計金額を盗み見て記憶、自席に戻ってメモし、後日、元社長に対し、飲食店において教示した。
- 課長補佐は、約 10 件の工事を情報漏洩し、7 件を三星建設工業㈱が落札した。
- 元社長は、5 年位前に大平江川の工事の情報教示を依頼した。

2-Ⅲ

Ⅲ 職員の制度理解 特別研修

入札契約事務に係るすべての職員を対象に、発注機関として必要な入札談合の未然防止に関する知識や関連する法制度を理解するとともに、日々の業務で作成する設計書の重要性について改めて認識することにより、入札談合の排除や未然防止を徹底するため、職員特別研修を実施し、延べ13回937人が受講しました。

研修内容

- ・入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法の説明
- ・入札における設計書など関係書類の位置づけ
- ・建設業者など利害関係者との節度ある対応

研修の特徴

- ・契約事務に携わるすべての職員を対象
- ・階層別に重点内容を設定
- ・事前アンケートにより状況把握し内容を加味

Ⅲ-1 特別研修（幹部職級）

【重点内容】法制度の理解とOB職員などとの対応方法

○入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法の説明

法律の基礎的知識（官製談合となりうる事例、刑罰の内容）や過去の事例を紹介することで、入札談合等関与行為等の法令違反に繋がる行為を認識する。

○官製談合の防止に向けた提言の紹介

入札談合等関与行為の未然防止を図る上で、効果的な取組及び事業者・OB等の外部からの不正な働きかけに対する対策等の提言を紹介し、入札談合等関与行為等の防止に向けた取組等を実務において実施するよう努める。

【受講者】131名（課長級以上及び再任用職員など）

【講師】公正取引委員会事務総局中部事務所経済取引指導官 樋田高文氏

【実施日時】令和2年1月21日（火）

第1回：13:00～14:30 第2回：15:00～16:30

【実施場所】沼津市役所水道部庁舎大会議室

Ⅲ-2 特別研修（中堅職級）

【重点内容】建設業界の現状と入札・契約制度適正化の経緯、法令順守の徹底

○入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法の説明

法律の基礎的知識（官製談合となりうる事例、刑罰の内容）や過去の事例を紹介することで、情報漏洩に繋がる行為を認識する。

○入札における設計書の位置づけ

今回は設計書の金額を知りうる立場の職員による不正行為であったことから、入札における設計書について、改めてその重要性を認識する。

○建設業者など利害関係者との節度ある対応

利害関係者との対応について正しく認識する。また、建設業界の現状と入札・契約制度適正化の経緯についても理解する。

【受講者】253名（課長補佐級及び係長級など）

【講師】元国分寺市副市長 樋口満雄氏

【実施日時】令和元年12月16日（月）

第1回：10:00～11:30 第2回：13:00～14:30 第3回：15:00～16:30

【実施場所】沼津市役所水道部庁舎大会議室

Ⅲ-3 特別研修（実務担当者）

【重点内容】入札契約制度における設計価格、予定価格等の理解と情報管理の徹底

○設計価格、予定価格等の情報管理の徹底

入札契約制度において、日々業務のひとつに位置づけられている設計価格や予定価格などの業務上知り得る情報は、重大かつ重要であることを再度認識し、不正を防止する。

○入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）に抵触する行為の説明

法律に抵触する事例を説明することで、情報漏洩に繋がる行為を認識する。

【受講者】553名（主任級以下など）

【講師】総務課契約係職員

【実施日時】令和元年12月5日（木）第1回：9:30～10:30 第2回：11:00～12:00

12月6日（金）第3回：13:30～14:30 第4回：15:00～16:00

12月17日（火）第5回：9:30～10:30 第6回：11:00～12:00

12月18日（水）第7回：13:30～14:30 第8回：15:00～16:00

【実施場所】沼津市役所水道部庁舎大会議室

3 再発防止に向けた取り組み

二度とこのような不祥事を起こすことのないよう、今回の事件の原因と課題を踏まえ、契約制度検証部会として、次のとおり、再発防止に向けた取組を提起します。

○入札情報の管理

最低制限価格算出方法の見直し

現在、最低制限価格は、決められた算定方法に基づき積算しているが、これにランダム係数を用いて最終的に決定することにより、最低制限価格の秘匿性を高め、事前に探ろうとする不正行為を防止する。

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限価格算定基礎額} \times \text{ランダム係数}$$

○入札契約業務フローの見直し

設計書情報共有者の削減

設計価格 5000 万円以上の財政課合議については設計書を不添付とし、設計書情報を把握できる職員の数減らす。なお、必要に応じて変更理由等の説明資料を添付する。

設計書の回付・管理方法の見直し

稟議書の回議方法について、再度徹底するとともに、審査中の稟議書の管理についても厳重に取り扱い、情報を知りうる立場にない職員への情報漏洩を防止する。

○入札契約事務の強化

入札契約組織の見直し

現在の総務課を分割し、総務課契約係と工事検査課を一つの課とし、入札・契約事務を強化する。

定期的な研修の実施

官製談合防止法を含めた入札契約事務に関する研修を定期的を実施することで、基礎的な知識を習得するとともに、意識の風化を防止する。また、新たに新規採用職員に対しても研修を行う。

○業者の不正行為防止

指名停止期間の厳罰化

不正行為を行った業者に対する入札参加停止（指名停止）期間の基準を引き上げる。

定期的な業者への周知

法令遵守に関する周知を行うとともに、入札参加資格申請登録の際など、定期的に情報発信する。

沼津市職員倫理規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
- (2) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者(同条第2項の規定により権限を委任された者を含む。)をいう。
- (3) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

2 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

（倫理行動規準）

第3条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしきもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に

認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第4条 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者が定める者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び沼津市行政手続条例（平成10年条例第18号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（第2条第1項第3号に規定する事業者等及び同条第2項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同条第2項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (2) 補助金等（沼津市補助金交付規則（昭和62年規則第4号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。以下同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び沼津市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導及び沼津市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する行政執行法人の業務に係る契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係

者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為）

第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が

相当と認められる場合に限る。)

- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第6条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、所属長に相談し、その指示に従うものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（講演等に関する規制）

第8条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは

研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演をしようとする場合は、あらかじめ任命権者の承認を得なければならない。

- 2 任命権者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員の職務の種類又は内容に応じて、職員に参考となるべき基準を定めるものとする。

(所属長への相談)

第9条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、所属長に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第10条 管理監督者は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬（利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬又は利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬。以下同じ。）の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理監督者であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書（様式第〇号）を、任命権者に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
- (4) 贈与等の内容
- (5) 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関等との関係
- (6) 第1号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠
- (7) 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）
- (8) 第2条第2項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役

員等」という。)が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名

(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)

- 2 前項の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した任命権者において、これを受理した日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(所属長の責務等)

第11条 所属長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 職員からの第9条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 職員が特定の者と市民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

- 2 所属長は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

付 則

この規程は、令和2年 月 日から施行する。

■目的 すべての職員が法令順守と公務員倫理の共通認識のもとに職務に取り組むために、具体的な行動や意識すべきことを示し、職員による不祥事を防止し、市民の信頼確保につなげる

■対象 全職員（正規職員、再任用職員、会計年度任用職員）

■内容

1. 研修の実施・拡充

倫理研修、契約事務担当者研修、服務上の基本となる事項の周知徹底

2. 職場内コミュニケーション推進

朝礼等における倫理意識の啓発、みだしなみチェック、あいさつの徹底、活力ある風通りの良い職場づくり、交通法規や飲酒モラルの順守

3. 相談窓口、関連制度の周知徹底

相談窓口（外部相談制度の設置、職員公益通報、ハラスメント相談）
職員の職務に関する要請等への対応要綱の周知

4. 公務員倫理、コンプライアンス関連情報の発信

継続した情報発信（コンプライアンス通信など）
イントラネット環境などを利用した注意喚起メッセージの表示

5. コンプライアンス推進体制の充実

推進員の設置、定期報告、定期調査の実施
コンプライアンスチェックノートによる周知・徹底

6. 定期的な事務分担ローテーションの実施

利害関係者との密接な関係を防止
事務処理ミス防止、人材育成、事務処理のマニュアル化・定型化を進める

7. 退職職員の行動の徹底

退職予定の職員に対し、守秘義務や働きかけの禁止などを周知徹底

■取り組み体制とスケジュール

実施状況の定期調査・報告を行う